

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業) 交付規程

令和2年4月16日 日環協第20041601号

公益財団法人日本環境協会制定

(通則)

第1条 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。)、その他の法令、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付要綱(平成28年4月1日付け環政計発第1604017号。以下「交付要綱」という。)及び再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領(平成28年4月1日付け環政計発第1604018号。以下「実施要領」という。)の規定(以下「法令等」という。)によるほか、この規程の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この規程は、実施要領の規定に基づき、公益財団法人日本環境協会(以下「執行団体」という。)が行う間接補助金(以下「補助金」という。)を交付する事業の手續等を定め、もってその業務の適正かつ確実な実施を図り、交付要綱第2条の目的の達成に資することを目的とする。

(交付の対象)

第3条 執行団体は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業(以下「補助事業」という。)に要する経費のうち、補助金の交付の対象として別表第1の第2欄において執行団体が認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、環境大臣(以下「大臣」という。)からの交付の決定額の範囲内において、補助金を交付するものとする。

- 一 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業(実施要領第4(1)一に掲げる事業。以下「第1号事業」という。)
- 二 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業(実施要領第4(1)二に掲げる事業。以下平成31年度の例により「第5号事業」という。)
- 三 再生可能エネルギー事業者支援事業費(実施要領第4(1)三に掲げる事業。以下平成31年度の例により「第6号事業」という。)

2 前項の補助事業に係る補助金の交付を申請できる者は、別紙に規定する者とする。

3 第1項に規定する補助事業を2者以上の事業者が共同で実施する場合には、共同で申請するものとし、その代表者を補助金の交付の対象者とする。なお、代表者は、補助事業を自ら行い、かつ、当該補助事業により財産を取得する場合はそ

の財産を取得する者に限る。また、この場合において、代表者を代表事業者、それ以外の事業者を共同事業者という。代表事業者は、補助事業を実施に係る全ての責を負うものとし、共同事業者が法令等若しくは本規程に違反した場合についても代表事業者がその責を負うものとする。

- 4 他の法令及び予算に基づく補助金等の交付を受けて行われる事業については、交付の対象としない。
- 5 補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項は、別紙に定めるとおりとする。

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次に掲げる方法により算出するものとする。

- 一 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。
 - 二 別表第1の第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - 三 一により算出された額と二で選定された額とを比較して少ない方の額に、別表第1の第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 2 交付額の算出に当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して算出しなければならない。ただし、算出時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（共同で申請する場合は代表事業者を指す。以下「申請者」という。）は、様式第1による交付申請書を執行団体に提出しなければならない。

(変更交付申請)

第6条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して補助金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を執行団体に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 執行団体は、第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきもの又は

交付の決定の内容を変更すべきものと認めるときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を申請者に送付するものとする。

- 2 第5条の規定による交付申請書又は前条の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。
- 3 執行団体は、第4条第2項ただし書による交付額の算定により交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定又は消費税及び地方消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第8条 補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施する場合は、実施に関する契約を締結しなければならない。
- 二 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不相当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
- 三 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を執行団体に提出し、その承認を受けなければならない。なお、補助金の額に変更を伴う場合は、第6条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第2の第1欄に示す補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の変更を除く。
 - イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、軽微な変更である場合を除く。
- 四 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を執行団体に提出して承認を受けなければならない。
- 五 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を執行団体に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度の2月26日を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。
- 六 補助事業の遂行及び収支の状況について、執行団体の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を執行団体に提出しなければならない。
- 七 補助金の額の確定が行われるまでの間において、合併・分割等により補助事業者の名称又は住所の変更が生じたときは、遅滞なく執行団体に報告しなければならない。

- 八 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を補助事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、執行団体の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。
- 九 執行団体は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業の経理について調査し、若しくは指導し、又は報告を求めることができる。
- 十 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに執行団体に報告しなければならない。ただし、当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。
- 十一 執行団体は、前号の報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。
- 十二 執行団体は、この補助事業の完了によって補助事業者に相当の収益が生ずると認められる場合には、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、補助事業の完了した会計年度の翌年度以降の会計年度において、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を執行団体に納付させることができる。ただし、当該間接補助事業が実施要領第4（1）三に掲げる事業である場合には、この限りでない。
- 十三 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、当該取得財産に再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業で取得した財産である旨を明示するとともに、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 十四 補助事業者は、取得財産等のうち、不動産、船舶、航空機、浮標、浮さん橋及び浮ドック並びにこれらの従物、並びに補助事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、執行団体の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」とい

う。)に準じて行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、執行団体が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十五 補助事業者は、前号で定める期間を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行ってはならない。

十六 補助事業者は、補助金の交付の目的に従って、補助事業の完了後においても、二酸化炭素削減効果に関する目標を達成するものとする。ただし、やむを得ず達成できない場合には執行団体が別に定める事業報告書にその理由を付記して報告しなければならない。

十七 補助事業者は、補助事業の完了後、環境省が実施する「エネルギー起源CO2排出削減技術評価・検証事業」において、取得財産等の稼働状況、管理状況及び二酸化炭素削減効果その他補助事業の成果を検証するために必要な情報について、環境省（環境省から委託を受けた民間事業者を含む。）から調査の要請があった場合には、当該調査に協力し、必要な情報を提供しなければならない。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、第7条第1項の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して15日以内に書面をもって執行団体に交付申請の取下げを申し出なければならない。

（補助事業の遂行の命令等）

第10条 執行団体は、第8条第六号の規定による報告書及び第2項の規定による報告書並びに職員の立入検査等の結果に基づき、補助事業が法令等、本規程、交付の決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められるときは、補助事業者に対し、これらに従って補助事業を遂行すべきことを指導することができる。

2 大臣又は執行団体は、補助金交付及び補助事業の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、又はその職員に補助事業者の事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。

（実績報告書）

第11条 補助事業者は、補助事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了した日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を執行団体に提出しなければならない。

2 補助事業の実施期間内において、国の会計年度（毎年4月1日から翌年の3月31日までの期間）が終了したときは、翌年度4月10日までに様式第12による年度終了実

績報告書を執行団体に提出しなければならない。

- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書の規定により交付額を算出した場合において、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告書の提出に当たっては、第8条第十三号に規定する取得財産等管理台帳の写しを添付しなければならない。

(補助金の額の確定等)

- 第12条 執行団体は、前条第1項の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条第三号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により補助事業者に通知するものとする。
- 2 執行団体は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内（ただし、補助事業者が別紙の2のアの地方公共団体であって補助金の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ20日以内の期限により難しい場合には、額の確定通知の日から90日以内で執行団体の定める日以内とすることができる。）とし、期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(補助金の支払)

- 第13条 補助金は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、執行団体が必要と認める場合においては、概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を執行団体に提出しなければならない。

(交付決定の解除等)

- 第14条 執行団体は、第8条第四号による補助事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項の交付の決定の全部又は一部を解除することができる。ただし、第四号の場合において、補助事業のうちすでに経過した期間に係る部分については、この限りではない。
- 一 補助事業者が、法令等若しくは本規程に基づく執行団体の指示等に従わない場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他補助金の交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により補助事業を遂行する

ことができない場合（補助事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）

- 2 執行団体は、前項の解除を行った場合は、既に当該解除に係る部分に関し補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の返還を命ずるものとする。
- 3 前項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定（ただし書を除く。）を準用する。

（翌年度における補助事業の開始）

第15条 補助事業者は、複数年度計画の補助事業のうち翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該補助事業を開始する必要がある場合は、様式第15による翌年度補助事業開始承認申請書を執行団体に提出して承認を受けなければならない。

（事業報告書の提出）

- 第16条 補助事業者は、補助事業の完了の日の属する年度の終了後別表第1第5欄に掲げる期間について、年度毎に年度の終了後30日以内に当該補助事業による過去1年間（初年度は、補助事業を完了した日から翌年度3月末までの期間）の二酸化炭素削減効果、事業の波及性等に関する事業報告書を大臣に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の報告をした場合、その証拠となる書類を当該報告に係る年度の終了後3年間保存しなければならない。

（秘密の保持）

第17条 執行団体は、申請者及び補助事業者がこの規程に従って執行団体に提出する各種申請書類及び経理等の証拠書類等については、補助金の交付のための審査及び補助金の額の確定のための検査等、補助事業の遂行に関する一切の処理等を行う範囲でのみ使用するとともに、善良な管理者の注意をもって適切に管理するものとする。

（その他）

第18条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関するその他必要な事項は、執行団体が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和2年4月16日から施行する。
- 2 この規程による改正後の規定は、令和2年度予算に係る補助金から適用し、令和元年度以前の予算に係る補助金については、なお従前の例による。
- 3 前年度から継続実施する補助事業（以下「継続事業」という。）を行う者（以下「継続事業者」という。）が、前年度事業の交付規程に基づき翌年度における補助事業の開始に係る承認を受けている場合は、本年度において執行団体が大臣から交付決定を受けた日から、継続事業者が本年度における継続事業に係る交付決定を受ける日の前日までの間において、継続事業を開始することができる。

別表第1

1. 補助事業	2. 補助対象経費	3. 基準額	4. 補助率	5. 報告期間
再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業 (第1号事業)	事業を行うために必要な設備費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費 (補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)	執行団体が必要と認められた額	次により算出された補助金額の上限は原則3億円とする。 ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。 イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。 ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。 (ア). 太陽光発電設備の導入事業の場合 3分の1 ただし、以下を上限額とする。 ① 補助事業者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市以外の市町村及び第281条第1項の特別区(これらの市町村等により設立された地方公共団体の組合を含む。)の場合 7万円/kW ② 補助事業者が①以外の地方公共団体の場合 6万円/kW ③ 補助事業者が地方公共団体以外の場合 7万円/kW (イ). (ア)以外の設備の導入事業の場合 ① 補助事業者が地方自治法(昭	事業完了年度後の3年間

			<p>和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市以外の市町村 (これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。) の場合</p> <p>3 分の 2</p> <p>② 補助事業者が①以外の者</p> <p>I. 陸上風力発電・地熱発電 (バイナリー方式以外) 設備の導入事業の場合</p> <p>3 分の 1</p> <p>II. I 以外の設備の導入事業の場合</p> <p>2 分の 1</p> <p>III. 地方公共団体を中心とした地域産業及び地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制が構築され、さらに、将来的に自立可能な事業運営を確保するため、低コスト化を図るとともに、PDCA サイクルによる検証を行う設備の導入事業の場合 (木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱利用設備の導入事業の場合に限る。)</p> <p>3 分の 2</p>	<p>上記再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電システムを導入する場合</p> <p>ア. 家庭用</p> <p>(ア). 設備費</p> <p>3 万円/kWh (初期実効容量)</p> <p>ただし、設備費の 3 分の 1 以内を上限とする。</p> <p>(イ). 工事費・据え付け費</p> <p>10 万円または 2 分の 1 以内のいずれか少な</p>
--	--	--	--	--

			<p>い方の額を選定する。</p> <p>イ. 業務用産業用 (ア). 設備費 7万円/kW (定格出力) ただし、設備費の3分の1以内を上限とする。</p> <p>(イ). 工事費・据え付け費 2分の1以内</p>	
<p>熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業(第5号事業)</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費)及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費 (補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>	<p>執行団体が必要と認めた額</p>	<p>次により算出された補助金額の上限は原則3億円とする。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p> <p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア). 補助事業者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市以外の市町村(これらの市町村により設立された地方公共団体の組合を含む。)の場合 3分の2</p> <p>(イ). 補助事業者が(ア)以外の者 2分の1</p>	<p>事業完了年度後の3年間</p>
<p>再生可能エネルギー事業者支援事業費(第6号)</p>	<p>事業を行うために必要な設備費、工事費(本工事費、付帯工事費、機械器具</p>	<p>執行団体が必要と認めた額</p>	<p>次により算出された補助金額の上限は原則3億円とする。</p> <p>ア 総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額を算出する。</p>	<p>事業完了年度後の3年間</p>

<p>事業)</p>	<p>費、測量及試験費)、業務費及び事務費並びにその他必要な経費で執行団体が承認した経費(補助対象経費の内容については、別表第2に定めるものとする。)</p>		<p>イ 第2欄に掲げる補助対象経費と第3欄に掲げる基準額とを比較して少ない方の額を選定する。</p> <p>ウ アにより算出された額とイで選定された額とを比較して少ない方の額に、次の割合を乗じて得た額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(ア). 太陽光発電設備の導入事業の場合 3分の1 ただし、以下を上限額とする。 ① 補助事業者が中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び青色申告の個人事業主の場合 7万円/kW ② 補助事業者が①以外の民間企業の場合 6万円/kW</p> <p>(イ). 陸上風力発電・地熱発電(バイナリー方式以外)設備及び熱利用設備(温泉熱利用設備を除く。)の導入事業の場合 3分の1</p> <p>(ウ). (ア)及び(イ)以外の設備の導入事業の場合 2分の1</p> <p>(エ). (イ)及び(ウ)において、以下の要件をいずれも満たしているものと認められるものについては、3分の2とする。</p>	
------------	---	--	--	--

			<p>① 当該事業が地方公共団体の定める地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画に位置付けられていること</p> <p>② 当該事業が地方公共団体を中心とした地域産業及び地域住民が参画する協議会を設置し、地域の全ての関係者の協力体制が構築され、さらに、将来的に自立可能な事業運営を確保するため、低コスト化を図るとともに PDCA サイクルによる検証を行う設備の導入事業の場合（木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱利用設備の導入事業の場合に限る。）</p> <p>③ 当該事業が地域の再生可能エネルギーの普及促進、地域経済の活性化等につながるが見込めること</p> <p>④ 地方公共団体と連携し普及啓発がなされること</p> <p>⑤ 先進事例として他地域への普及可能性が特に優れた事業であること</p>	<p>上記再生可能エネルギー発電設備とともに蓄電システムを導入する場合</p> <p>ア. 家庭用</p> <p>(ア). 設備費 3 万円/kWh（初期実効容量） ただし、設備費の 3 分の 1 以内を上限とする。</p> <p>(イ). 工事費・据え付け費 10 万円または 2 分の</p>
--	--	--	--	--

			<p>1 以内のいずれか少ない方の額を選定する。</p> <p>イ. 業務用産業用</p> <p>(ア). 設備費</p> <p>7 万円/kW (定格出力)</p> <p>ただし、設備費の3分の1 以内を上限とする。</p> <p>(イ). 工事費・据え付け費</p> <p>2分の1 以内</p>	
--	--	--	--	--

注1) 蓄電システムの区分(家庭用・業務用産業用)については、以下のとおりとする。

蓄電システム 機器仕様		目標価格等		
		目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・セル未満	蓄電容量/定格出力が2.0以上	家庭用	10年～15年以上	9.0万円～ 13.5万円/kWh
	蓄電容量/定格出力が2.0未満	業務用 産業用	-	19万円～ 22万円/kWh
4,800Ah・セル以上				

注2) 第6号事業においてはリース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者はリース会社等(設備所有者)となること。また、第6号事業の表中における太陽光発電設備の導入事業に係る補助率の上限規定は、リース等を利用する事業者(リース等利用者)をもって判断基準とする。

※リース等利用者が地方公共団体となる場合には、第6号事業を活用する。

別表第2 補助対象経費の内容

第3条 第1、5号及び6号事業

1 区分	2 費目	3 細分	4 内 容
設備費	設備費		事業を行うために直接必要な設備及び機器の購入並びに購入物の運搬、調整、据付け等に要する費用
工事費	本工事費	(直接工事費)	
		材料費	事業を行うために直接必要な材料の購入費をいい、これに要する運搬費、保管料を含むものとする。この材料単価は、建設物価（建設物価調査会編）、積算資料（経済調査会編）等を参考のうえ、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		労務費	本工事に直接必要な労務者に対する賃金等の人件費をいう。この労務単価は、毎年度農林水産、国土交通の2省が協議して決定した「公共工事設計労務単価表」を準用し、事業の実施の時期、地域の実態及び他事業との関連を考慮して事業実施可能な単価とし、根拠となる資料を添付すること。
		直接経費	事業を行うために直接必要とする経費であり、次の費用をいう。 ① 特許権使用料（契約に基づき使用する特許の使用料及び派出する技術者等に要する費用）、 ② 水道、光熱、電力料（事業を行うために必要な電力電灯使用料及び用水使用料）、 ③ 機械経費（事業を行うために必要な機械の使用に要する経費（材料費、労務費を除く。））
		(間接工事費)	
		共通仮設費	次の費用をいう。 ① 事業を行うために直接必要な機械器具等の運搬、移動に要する費用、 ② 準備、後片付け整地等に要する費用、 ③ 機械の設置撤去及び仮道布設現道補修等に要する費用、 ④ 技術管理に要する費用、 ⑤ 交通の管理、安全施設に要する費用
		現場管理費	請負業者が事業を行うために直接必要な現場経費であって、労務管理費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他

		<p>に要する費用をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>請負業者が事業を行うために直接必要な諸給与、法定福利費、修繕維持費、事務用品費、通信交通費をいい、類似の事業を参考に決定する。</p> <p>本工事費に付随する直接必要な工事に要する必要最小限度の範囲で、経費の算定方法は本工事費に準じて算定すること。</p> <p>事業を行うために直接必要な建築用、小運搬用その他工事用機械器具の購入、借料、運搬、据付け、撤去、修繕及び製作に要する経費をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を行う場合においてこれに要する材料費、労務費、労務者保険料等の費用をいい、請負又は委託により調査、測量、基本設計、実施設計、工事監理及び試験を施工する場合には請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等の開発のための調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費をいう。また、補助事業者が直接、調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においてこれに要する材料費、人件費、水道光熱費、消耗品費、通信交通費その他に要する費用をいい、請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合においては請負費又は委託料の費用をいう。</p> <p>事業を行うために直接必要な事務に要する社会保険料、賃金等、諸謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及賃借料、消耗品費及び備品購入費をいい、内容については別表第3に定めるものとする。</p> <p>事務費は、設備費、工事費及び業務費の合計額に対し、次の表の区分毎に定められた率を乗じて得られた額の範囲内とする。</p>
	一般管理費	
	付帯工事費	
	機械器具費	
	測量及試験費	
業務費 (第6号 事業に限 る。)	業務費	
事務費	事務費	

			<table border="1"> <thead> <tr> <th>号</th> <th>区 分</th> <th>率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>5,000万円以下の金額に対して</td> <td>6.5%</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>5,000万円を超え1億円以下の金額に対して</td> <td>5.5%</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>1億円を超える金額に対して</td> <td>4.5%</td> </tr> </tbody> </table>	号	区 分	率	1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%	2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%	3	1億円を超える金額に対して	4.5%
号	区 分	率													
1	5,000万円以下の金額に対して	6.5%													
2	5,000万円を超え1億円以下の金額に対して	5.5%													
3	1億円を超える金額に対して	4.5%													

別表第3

第3条 第1、5号及び6号事業

1 区分	2 費目	3 細目	4 細分	5 内容
事務費	事務費	社会保険料	社会保険料	この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する共済組合（社会保険料）負担金と事業主負担保険料をいい、使途目的、人数、単価及び金額がわかる資料を添付すること。
		賃金等		この費目から支弁される事務手続のために必要な労務者に対する賃金のほか、地方公共団体の会計年度任用職員に支給する報酬・給与・期末手当をいい、雇用目的、内容、人数、単価、日数及び金額がわかる資料を添付すること。
		旅費		この費目から支弁される事務手続のために必要な交通移動に係る経費をいい、目的、人数、単価、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		需用費	印刷製本費	この費目から支弁される事務手続のために必要な設計用紙等印刷、写真焼付及び図面焼増等に係る経費をいう。
		役務費	通信運搬費	この費目から支弁される事務手続のために必要な郵便料等通信費をいう。
		委託料		この費目から支弁される事務手続のために必要となる特殊な技能又は資格を必要とする業務等を外注する場合に要する経費をいう。
		使用料 及 賃借料		この費目から支弁される事務手続のために必要な会議に係る会場使用料（借料）をいい、目的、回数及び金額がわかる資料を添付すること。
		消耗品費 備品購入費		この費目から支弁される事務手続のために必要な事務用品類、参考図書、現場用作業衣等雑具類の購入のために必要な経費をいい、使途目的、品目、単価、数量及び金額がわかる資料を添付すること。

別紙（第3条関係）

補助事業の実施に関する要件その他の必要な事項について

1. 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入促進事業（第1号事業）

（1）対象事業の要件

ア 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた課題への適切な対応を備えていること。

イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。

（2）申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

ア 地方公共団体

イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人

ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人

エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人

オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人

カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人

キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等

ク 法律により直接設立された法人

ケ 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）

コ 上記アからケまでの法人以外の法人であって、上記アからケに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

（3）補助対象設備等の要件について

ア 補助対象となる設備の例

①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス（発電、熱利用、発電・熱利用）、④水力発電、⑤地熱（発電、熱利用、発電・熱利用）、⑥太陽熱利用、⑦地中熱利用、⑧温度差エネルギー利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製造、⑪蓄電池、（⑫再生可能エネルギーの活用を推進するための蓄電・蓄熱設備等）、⑬その他執行団体が適当と認める設備等（補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など）（製造設備は除く。）

注) 上記⑫は、第1号においては対象設備から除く。

イ （3）のアに掲げる設備例のうち、以下の（1）列に掲げる設備等については、（2）列の要件を満たすこととする。

(1) 設備	(2) 補助対象設備要件
再生可能エネルギー発電設備	

太陽光発電	<p>太陽電池出力 10kW 以上</p> <p>※太陽電池出力は、太陽電池モジュールの JIS 等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW 単位の小数点以下を切捨てとする。</p>
風力発電	<p>発電出力 10kW 以上</p>
バイオマス発電	<p>①バイオマス依存率 60% 以上</p> <p>バイオマス依存率 $= \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$</p> <p>バイオマス依存率 $= \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$</p> <p>A : バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和 B : バイオマス低位発熱量 (MJ/kg) C : 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和 D : 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とすること。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>②発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
水力発電	<p>発電出力 10kW 以上 1,000kW 以下</p> <p>※発電出力 (kW) = 水の流量 (m³/s) × 有効落差 (m) × 9.8 (重力加速度) × 水車効率 × 発電機効率</p>
地熱発電 (温泉発電)	<p>温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。</p> <p>b) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>c) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであ</p>

	<p>ること。</p> <p>d) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあっては、十全の措置がとられていること。</p>																													
複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電	<p>発電出力合計 10kW 以上 (ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上)</p>																													
蓄電池	<p>以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。</p> <p>b) 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下。</p> <p>c) 系統電力からの蓄電は行わないこと（設備的に系統電力からの蓄電ができないシステムであること）。</p> <p>d) 自家消費・地産地消において、電気を効率的に活用し、CO2の削減に資するものであること（保安防災目的は補助対象外）。</p> <p>e) 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>○家庭用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>保証年数</th> <th>目標価格(蓄電システム費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり9万円</td> </tr> <tr> <td>11年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり9.9万円</td> </tr> <tr> <td>12年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり10.8万円</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり11.7万円</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり12.6万円</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>蓄電容量1kWhあたり13.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○産業用</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>容量</th> <th>出力</th> <th>目標価格(蓄電システム費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0kWh未満</td> <td>1MW未満</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh未満</td> <td>1MW以上</td> <td>19.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh以上</td> <td>1MW未満</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh以上</td> <td>1MW以上</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家庭用は(6)補足の基準を全て満たしていること。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p>	保証年数	目標価格(蓄電システム費)	10年	蓄電容量1kWhあたり9万円	11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円	12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円	13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円	14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円	15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円	容量	出力	目標価格(蓄電システム費)	3.0kWh未満	1MW未満	22.0万円/kW	3.0kWh未満	1MW以上	19.0万円/kW	3.0kWh以上	1MW未満	22.0万円/kW	3.0kWh以上	1MW以上	22.0万円/kW
保証年数	目標価格(蓄電システム費)																													
10年	蓄電容量1kWhあたり9万円																													
11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円																													
12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円																													
13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円																													
14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円																													
15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円																													
容量	出力	目標価格(蓄電システム費)																												
3.0kWh未満	1MW未満	22.0万円/kW																												
3.0kWh未満	1MW以上	19.0万円/kW																												
3.0kWh以上	1MW未満	22.0万円/kW																												
3.0kWh以上	1MW以上	22.0万円/kW																												

	<p>※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数（無償保証に限る）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）</p> <p>※中古品は補助対象外とする。</p> <p>※家庭用蓄電池と業務用・産業用蓄電池の区分は次の表のとおりとする。</p>			
	蓄電システム 機器仕様		目標価格等	
			目標価格 区分	保証年数
	4,800Ah・セル未満	蓄電容量／定格出力が2.0以上	家庭用	10年～15年以上
	蓄電容量／定格出力が2.0未満	業務用 産業用	-	19万円～ 22万円/kWh
4,800Ah・セル以上				

再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用	<p>集熱器総面積 10㎡ 以上</p> <p>※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小数点以下切り捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。</p>
地熱利用 (温泉熱利用)	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉施設は、法第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>b) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。</p>
ヒートポンプ (排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等)	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉水を熱源とする設備であること。</p> <p>イ) 加熱又は冷却能力が 14kW 以上であること。</p>
熱交換器(排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽)	<p>上記 a) 及び b) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉水を熱源とする設備であること。</p>

槽・蓄熱槽等)	
ボイラー等(ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等)	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>ウ) 補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>エ) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
コージェネレーション(ガスセパレータ、ガス供給設備、コージェネレーション設備、貯湯槽等)	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>イ) 温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>ウ) 補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>エ) 鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
地中熱利用(地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等)	<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>b) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>c) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>d) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上であること（連結方式の場合は、設備全体の合算値）。</p>
バイオマス熱利用	<p>①バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A: バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3... の総和</p> <p>B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>C: 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3... の総和</p>

	<p>D:非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※供給熱源が当該バイオマスのみでなく複数ある場合、上記「バイオマス依存率 60%」とは、熱需要先も含めたシステム全体として算定するものとする。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とすること（ただし、スタートアップ時等のバックアップ熱源は除く。）。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>②バイオマスコージェネレーション（熱電供給）設備の場合 発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
<p>温度差エネルギー利用</p>	<p>熱供給能力 0.10 GJ/h (24Mcal/h) 以上</p>
<p>雪氷熱利用</p>	<p>冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。</p>
<p>バイオマス燃料製造</p>	<p>以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a)再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。</p> <p>b)導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。</p> <p>c)（1. 2. 共通）バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（原料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A: バイオマス利用量 (N m³/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和</p> <p>B: バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³又は MJ/kg)</p> <p>C: 非バイオマス利用量 (N m³/h 又は kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和</p> <p>D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³又は MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とすること。</p>

	<p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものはバイオマス原料に限る。</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律を留意すること。</p> <p>1. メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：100 Nm³/日 以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/Nm³ (4,500kcal/Nm³) 以上 <p>2. メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造量：固形化 150kg/日 以上 液 化 100kg/日 以上 ガス化 450Nm³/日 以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 液 化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 ガス化 4.19 MJ/Nm³ (1,000kcal/Nm³) 以上
--	---

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(6) 補足

項目	登録要件詳細
①蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号（以下、「パッケージ型番」という。）が付与されていること。</p>
②ECHONET Lite	<p>「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。</p> <p>※周波数調整型は不要</p>
③AIF 認証	エコーネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフ

	<p>エイス仕様書による製品の仕様適合性認証（以下、「AIF 認証」という。）によるものであること。</p> <p>※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。</p> <p>※周波数調整型は不要</p>
④性能表示基準	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。</p>
⑤蓄電池部安全基準	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合</p> <p>蓄電池部が、「JIS C8715-2」によるものであること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合</p> <p>蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格によるものであること。</p>
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	<p>蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」によるものであること。</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」によるものであること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	<p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>
⑧保証期間	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>

2. 熱利用設備を活用した余熱有効利用化事業（第5号事業）

（1）対象事業の要件

- ア バイオマス等の既存再生可能エネルギー熱利用設備等の余剰熱を活用し、地域への面的な熱供給を行うため、必要な熱導管等の設備を導入する事業であること。
- イ 既存再生可能エネルギー熱利用設備等には再生可能エネルギー以外のエネルギーを含むものも可とするが、再生可能エネルギーをベース熱源として利用するものに限る。
- ウ 熱源となる既存再生可能エネルギー熱利用設備等について、年間を通じて実際に余剰熱が発生している、または稼働の効率化等により、余剰熱の発生が確実に見込まれる設備であること。
- エ 補助事業の実施にあたり、熱供給元及び供給先との間で熱供給に関する契約を締結している、または契約の締結に先立ち、協定書等を取り交わしていること。

（2）申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 地方公共団体
- イ 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人
- ウ 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- エ 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- オ 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- カ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- キ 事業ごとの特別法の規定に基づき設立された協同組合等
- ク 法律により直接設立された法人
- ケ 地域における温泉の管理や配湯を行う団体（民間企業を除く）
- コ 上記アからケまでの法人以外の法人であって、上記アからケに準ずる者として大臣の承認を得て執行団体が適当と認める者

（3）補助対象設備の要件について

補助の対象となる設備の範囲は、次のとおりである。

- ア 配管
- イ 熱交換器
- ウ 前各号の設備等に必要不可欠な付帯設備

（4）維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

（5）二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

3. 再生可能エネルギー事業者支援事業費（第6号事業）

（1）対象事業の要件

- ア 地域における再生可能エネルギー普及・拡大の妨げとなっている自然的社会的条件に応じた課題への適切な対応を備えていること。
- イ 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく固定価格買取制度（FIT）による売電を行わないものであること。

（2）申請者

本事業について補助金の交付を申請できる者は、次に掲げる者とする。

- ア 民間企業（地方公共団体等が出資し設立された法人又は営利を目的としない事業を行う民間団体は対象外とする。）
- イ 青色申告を行っている個人事業主（税務代理権限証書の写し、又は税理士・会計士等により申告内容が事実と相違ないことの証明、又は税務署の受取り受領印が押印された確定申告Bと所得税青色申告決算書の写しを提出できること。）

（3）補助対象設備等の要件について

ア 補助対象となる設備の例

- ①太陽光発電、②風力発電、③バイオマス（発電、熱利用、発電・熱利用）、④水力発電、⑤地熱（発電、熱利用（温泉熱に限る）、発電・熱利用）、⑥太陽熱利用、⑦地中熱利用、⑧温度差エネルギー利用、⑨雪氷熱利用、⑩バイオマス燃料製造、⑪蓄電池、⑬その他執行団体が適当と認める設備等（補助対象となる設備を運用する上で直接必要な付帯設備など）（製造設備は除く。）

注）リース等を利用することも可とし、その場合、補助事業者は設備所有者であるリース会社等である。

- イ （3）のアに掲げる設備例のうち、以下の（1）列に掲げる設備等については、（2）列の要件を満たすこととする。なお、経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」から継続して実施する申請者については、従前の例による。

（1）設備	（2）補助対象設備要件
再生可能エネルギー発電設備	
太陽光発電	太陽電池出力 10kW 以上 <small>※太陽電池出力は、太陽電池モジュールのJIS等に基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナの定格出力合計値の低い方で、kW単位の小数点以下を切捨てとする。</small> <small>※補助事業者が民間企業のうち中小企業基本法に規定する中小企業者以外の民間企業の場合、システム価格が22万円/kW以下であること。</small>
風力発電	発電出力 10kW 以上

<p>バイオマス発電</p>	<p>①バイオマス依存率 60% 以上</p> <p>バイオマス依存率 $\frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$</p> <p>バイオマス依存率 $= \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$</p> <p>A: バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3...の総和 B: バイオマス低位発熱量 (MJ/kg) C: 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3...の総和 D: 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。 ※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とすること。 ※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>②発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。 常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
<p>水力発電</p>	<p>発電出力 10kW 以上 1,000kW 以下</p> <p>※発電出力 (kW) = 水の流量 (m³/s) × 有効落差 (m) × 9.8 (重力加速度) × 水車効率 × 発電機効率</p>
<p>地熱発電 (温泉発電)</p>	<p>温泉の熱を用いて発電を行う設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉の水・蒸気を熱源流体として用いるものであること。 b) 温泉施設は、温泉法（昭和 23 年法律第 125 号。以下「法」という。）第 15 条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第 15 条の適用を受けない施設においては、この限りでない。 c) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第 14 条の 2 の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第 14 条の 5 の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。 d) 発電機や周辺設備に用いられている熱媒体が漏洩しないための措置がとられていること。特に、京都議定書第二約束期間の対象ガスである代替フロンを用いる場合にあつては、十全の措置がとられていること。</p>

<p>複数の組み合わせによる再生可能エネルギー発電</p>	<p>発電出力合計 10kW 以上 (ただし、太陽光発電は太陽電池出力1kW以上)</p>																													
<p>蓄電池</p>	<p>以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 再生可能エネルギー発電設備を導入する場合に限る。</p> <p>b) 導入する再生可能エネルギー発電設備の出力の同等以下</p> <p>c) 系統電力からの蓄電は行わない（設備的に系統電力からの蓄電ができないシステムであること）。</p> <p>d) 自家消費・地産地消において、電気を効率的に活用し、CO2の削減に資するものであること（保安防災目的は補助対象外）。</p> <p>e) 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格以下の蓄電システムであること。</p> <p>○家庭用</p> <table border="1" data-bbox="579 891 1302 1227"> <thead> <tr> <th>保証年数</th> <th>目標価格(蓄電システム費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり9万円</td> </tr> <tr> <td>11年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり9.9万円</td> </tr> <tr> <td>12年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり10.8万円</td> </tr> <tr> <td>13年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり11.7万円</td> </tr> <tr> <td>14年</td> <td>蓄電容量1kWhあたり12.6万円</td> </tr> <tr> <td>15年以上</td> <td>蓄電容量1kWhあたり13.5万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○産業用</p> <table border="1" data-bbox="491 1317 1390 1563"> <thead> <tr> <th>容量</th> <th>出力</th> <th>目標価格(蓄電システム費)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3.0kWh未満</td> <td>1MW未満</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh未満</td> <td>1MW以上</td> <td>19.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh以上</td> <td>1MW未満</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> <tr> <td>3.0kWh以上</td> <td>1MW以上</td> <td>22.0万円/kW</td> </tr> </tbody> </table> <p>※家庭用は(6)補足の基準を全て満たしていること。</p> <p>※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。</p> <p>※JEM規格初期実効容量が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。</p> <p>※目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数（無償保証に限る）とする。当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※太陽光発電等の電力変換装置が蓄電システムの電力変換装置と一体型の蓄電システム（以下、「ハイブリッド」という）の場合、目標価格との比較においてハイブリッド部分に係る経費分を控除することができる。ハイブリッド部分に係る経費を切り分けられない場合、当該電力変換装置の定格出</p>	保証年数	目標価格(蓄電システム費)	10年	蓄電容量1kWhあたり9万円	11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円	12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円	13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円	14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円	15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円	容量	出力	目標価格(蓄電システム費)	3.0kWh未満	1MW未満	22.0万円/kW	3.0kWh未満	1MW以上	19.0万円/kW	3.0kWh以上	1MW未満	22.0万円/kW	3.0kWh以上	1MW以上	22.0万円/kW
保証年数	目標価格(蓄電システム費)																													
10年	蓄電容量1kWhあたり9万円																													
11年	蓄電容量1kWhあたり9.9万円																													
12年	蓄電容量1kWhあたり10.8万円																													
13年	蓄電容量1kWhあたり11.7万円																													
14年	蓄電容量1kWhあたり12.6万円																													
15年以上	蓄電容量1kWhあたり13.5万円																													
容量	出力	目標価格(蓄電システム費)																												
3.0kWh未満	1MW未満	22.0万円/kW																												
3.0kWh未満	1MW以上	19.0万円/kW																												
3.0kWh以上	1MW未満	22.0万円/kW																												
3.0kWh以上	1MW以上	22.0万円/kW																												

<p>力（系統側）1kWあたり1万円を控除することができる。（定格出力の小数点第二位以下は切り捨て）</p> <p>※中古品は補助対象外とする。</p> <p>※家庭用蓄電池と業務用産業用蓄電池の区分は次の表のとおりとする。</p>				
蓄電システム 機器仕様		目標価格等		
		目標価格 区分	保証年数	目標価格
4,800Ah・セル未満	蓄電容量/定格出力が2.0以上	家庭用	10年～15年以上	9.0万円～ 13.5万円/kWh
	蓄電容量/定格出力が2.0未満	業務用 産業用	-	19万円～ 22万円/kWh
4,800Ah・セル以上				

再生可能エネルギー熱利用設備

太陽熱利用	<p>集熱器総面積 10㎡ 以上</p> <p>※太陽集熱器は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有するものとする。</p> <p>※集熱器総面積は、JIS A 4112 で規定する太陽集熱器の集熱器総面積とし、㎡単位の小数点以下切り捨てとする。追尾式の集光型太陽集熱器の集熱器総面積は、太陽集熱器本体の垂直投影面積の総和とする。</p>
地熱利用 (温泉熱利用)	<p>温泉を熱源とする設備であり、以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a) 温泉施設は、法第15条の規定による温泉の利用許可を受けたものであること。ただし、法第15条の適用を受けない施設においては、この限りでない。</p> <p>b) 利用する温泉は、現に湧出しているものであり、かつ、法第14条の2の規定による温泉の採取許可を受け、又は法第14条の5の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認を受けて採取されているものであること。</p>
ヒートポンプ（排湯槽、ヒートポンプ設備、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉水を熱源とする設備であること。</p> <p>イ) 加熱又は冷却能力が14kW以上であること。</p>
熱交換器（排湯槽、熱交換器、源泉槽、貯湯槽・蓄熱槽等）	<p>上記 a) 及び b) の他、以下の要件を満たすものとする。</p> <p>ア) 温泉水を熱源とする設備であること。</p>
ボイラー等	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p>

	(ガスセパレータ、ガス供給設備、ボイラー等設備、貯湯槽等)	<p>ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>イ)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>ウ)補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>エ)鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
	コージェネレーション（ガスセパレータ、ガス供給設備、コージェネレーション設備、貯湯槽等）	<p>上記 a) 及び b) の他、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>ア)原則として、温泉に付随する可燃性天然ガスの全量を燃焼できる能力を有する設備であること。</p> <p>イ)温泉に付随する可燃性天然ガスのみを燃料とする設備であること。</p> <p>ウ)補助事業終了までに鉱業法（昭和 25 年法律第 289 号）に基づく鉱業権を取得することが確実に見込まれていること。</p> <p>エ)鉱山保安法（昭和 24 年法律第 70 号）に基づく保安統括者又は保安管理者になりうる者の目処が立っていること。</p>
<p>地中熱利用（地中熱交換器、地中熱ヒートポンプ、モニタリング機器、熱応答試験等）</p>		<p>地中熱を熱源とする設備であり、以下のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>a) 予め地中の熱交換能力を原位置試験（熱応答試験、揚水試験等）によって予測した設備であること。但し、応募に当たって原位置試験が未実施である場合は、近傍における実績値等を踏まえ適切に設備計画を行うとともに、設備導入に当たっては原位置試験を実施し、熱交換能力を予測すること。</p> <p>b) 地下水・地盤環境のモニタリング機器を備えている設備であること。</p> <p>c) 暖気・冷気、温水・冷水、不凍液の流量を調節する機能を有する設備であること。</p> <p>d) 地中熱ヒートポンプを設置する場合、熱供給能力が 10kW 以上であること（連結方式の場合は、設備全体の合算値）。</p>
<p>バイオマス熱利用</p>		<p>①バイオマス依存率 60% 以上</p> $\text{バイオマス依存率} = \frac{\text{バイオマス（燃料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和} + \text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$ $\text{バイオマス依存率} = \frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$ <p>A : バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和</p> <p>B : バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p> <p>C : 非バイオマス利用量 (kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和</p> <p>D : 非バイオマス低位発熱量 (MJ/kg)</p>

	<p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※供給熱源が当該バイオマスのみでなく複数ある場合、上記「バイオマス依存率 60%」とは、熱需要も含めたシステム全体として算定するものとする。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とすること（ただし、スタートアップ時等のバックアップ熱源は除く。）。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>②バイオマスコージェネレーション（熱電供給）設備の場合 発電出力 10kW 以上</p> <p>※副燃料として化石燃料（石油、石炭等）を常時使用することを前提とするものは対象としない。常時使用とは、常に燃料として使用することを指し、燃焼設備のスタートアップや急激な燃焼温度低下に対応するための補助燃料として使用する場合は該当しない。</p>
<p>温度差エネルギー利用</p>	<p>熱供給能力 0.10 GJ/h (2.4Mcal/h) 以上</p>
<p>雪氷熱利用</p>	<p>冷気・冷水の流量を調節する機能を有する設備に限る。</p>
<p>バイオマス燃料製造</p>	<p>以下のすべての条件を満たすものとする。</p> <p>a)再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備を導入する場合に限る。</p> <p>b)導入する再生可能エネルギー発電、熱、発電・熱設備の出力の同等以下。</p> <p>c)（1. 2. 共通）バイオマス依存率 60% 以上</p> <p>バイオマス依存率＝$\frac{\text{バイオマス（原料）の発熱量の総和}}{\text{バイオマス発熱量の総和}+\text{非バイオマス発熱量の総和}} \times 100$</p> <p>バイオマス依存率＝$\frac{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n)}{\sum_{n=1,2,3,\dots} (A_n \times B_n) + \sum_{m=1,2,3,\dots} (C_m \times D_m)} \times 100$</p> <p>A：バイオマス利用量 (N m³/h 又は kg/h)、複数種の場合は n=1, 2, 3…の総和</p> <p>B：バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³又は MJ/kg)</p> <p>C：非バイオマス利用量 (N m³/h 又は kg/h)、複数種の場合は m=1, 2, 3…の総和</p> <p>D：非バイオマス低位発熱量 (MJ/N m³又は MJ/kg)</p> <p>※上記バイオマス依存率 60%以上を満たした適切な燃料を使用し、適正な管理の下、利用状況、稼働状況等を把握の上、毎年報告（第16条報告）を行い、要件を遵守すること。</p> <p>※バイオマス排水、家畜糞尿、食品残渣等を原料にする場合は、バイオマス依存率を 100%とするこ</p>

	<p>と。</p> <p>※バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合は、地下水汚染防止に留意し、適切に行うこと。</p> <p>※メタン発酵方式の場合は発酵槽へ投じられるものはバイオマス原料に限る。</p> <p>※廃棄物の処理及び清掃に関する法律を留意すること。</p> <p>1. メタン発酵方式</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ガス製造量：100 N m³/日 以上 ・低位発熱量：18.84 MJ/N m³ (4,500kcal/N m³) 以上 <p>2. メタン発酵方式以外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造量：固形化 150kg/日 以上 <li style="padding-left: 2em;">液化 100kg/日 以上 <li style="padding-left: 2em;">ガス化 450N m³/日 以上 ・低位発熱量：固形化 12.56 MJ/kg (3,000kcal/kg) 以上 <li style="padding-left: 2em;">液化 16.75 MJ/kg (4,000kcal/kg) 以上 <li style="padding-left: 2em;">ガス化 4.19 MJ/N m³ (1,000kcal/N m³) 以上
--	---

(4) 維持管理

補助事業により導入した設備等の取得財産は、第8条第13号及び第14号の規定に基づき、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ること。また、導入に関する各種法令を遵守すること。

(5) 二酸化炭素削減量の把握及び情報提供

補助事業者は、事業の実施による二酸化炭素排出削減量を把握し、この規程及び執行団体の求めに応じて、事業の実施に係るこれらの情報を提供すること。

(6) 補足

項目	登録要件詳細
①蓄電池パッケージ	<p>蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。</p> <p>※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。</p> <p>※システム全体を統合して管理するための番号（以下、「パッケージ型番」という。）が付与されていること。</p>
②ECHONET Lite	<p>「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェイスとして搭載していること。</p> <p>※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。</p> <p>※周波数調整型は不要</p>

<p>③AIF 認証</p>	<p>エコーネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書による製品の仕様適合性認証（以下、「AIF 認証」という。）によるものであること。</p> <p>※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。</p> <p>※周波数調整型は不要</p>
<p>④性能表示基準</p>	<p>定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。</p>
<p>⑤蓄電池部安全基準</p>	<p>○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」によるものであること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011（一般社団法人電池工業会発行）とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p> <p>○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格によるものであること。</p>
<p>⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」によるものであること。</p> <p>※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」によるものであること。</p> <p>※平成 28 年 3 月末までに、平成 26 年度（補正）定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。</p>
<p>⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ</p>	<p>蓄電容量 10kWh 未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。</p> <p>※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB 制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。</p>
<p>⑧保証期間</p>	<p>メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が 10 年以上の蓄電システムであること。</p> <p>※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。</p> <p>※当該機器製造事業者外の保証（販売店保証等）は含めない。</p> <p>※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。</p>

交付規程様式等

様式第1 交付申請書（第5条関係）

別紙1 実施計画書

別紙2 推薦書

別紙3 プロジェクト概要書

別紙4 経費内訳

別紙5 事業概要書

別紙6 歳入歳出予算（見込）書抄本（地方公共団体用）

別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要

別紙8 太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート

別紙9 蓄電システムの「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート

別紙10 「地域協議会等の概要」に係る確認様式

様式第2 変更交付申請書（第6条関係）

様式第3 交付決定通知書（第7条関係）

様式第4 変更交付決定通知書（第7条関係）

様式第5 計画変更承認申請書（第8条関係）

様式第6 中止（廃止）承認申請書（第8条関係）

様式第7 遅延報告書（第8条関係）

様式第8 遂行状況報告書（第8条関係）

様式第9 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第8条関係）

様式第10 取得財産等管理台帳（第8条関係）

様式第11 完了実績報告書（第11条関係）

別紙1 実施報告書

別紙2 経費所要額精算調書

別紙3 事業概要書

様式第12 年度終了実績報告書（第11条関係）

様式第13 交付額確定通知書（第12条関係）

様式第14 精算（概算）払請求書（第13条関係）

様式第15 翌年度補助事業開始承認申請書（第15条関係）

様式第16 事業報告書（第16条関係）

別紙様式

様式第1（第5条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

申請者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
交付申請書

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第5条の規定により上記補助金の交付について下記のとおり申請します。

なお、交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従います。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 補助事業の目的及び内容
別紙1 実施計画書のとおり
- 3 補助金交付申請額 円
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 4 補助事業に要する経費
別紙4 経費内訳のとおり
- 5 補助事業の開始及び完了予定年月日
交付決定の日 ～ 年 月 日
- 6 その他参考資料

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で申請する場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 「5 その他参考資料」として、申請者が地方公共団体以外の者である場合は、申請者の組織概要、経理状況説明書（直近の2決算期に関する貸借対照表及び損益計算書（申請時に、法人の設立から1会計年度を経過していない場合には、申請年度の事業計画及び収支予算、法人の設立から1会計年度を経過し、かつ、2会計年度を経過していない場合には、直近の1決算期に関する貸借対照表及び損益計算書））及び定款（申請者が個人企業の場合は、印鑑証明書の原本及び住民票の写し（いずれも発行後3ヶ月以内のもの））を添付すること（申請者が、法律に基づき設立の認可等を行う行政機関から、その認可等を受け、又は当該行政機関の合議制の機関における設立の認可等が適当である旨の文書を受領している者である場合は、設立の認可等を受け、又は設立の認可等が適当であるとされた法人の事業計画及び収支予算の案並びに定款の案を添付すること。ただし、これらの案が作成されていない場合には、添付を要しない。）。また、地方公共団体が申請する場合は、申請年度の予算書(様式第1別紙6による)を添付すること。
- 3 別紙1又は別紙4において事業ごとに求めている設備等のシステム図・配置図・仕様書、補助事業に関する見積書・各種計算書、法律に基づく登録に係る通知の写し等を添付すること。

※交付申請前にすでに提出されている書類については添付を省略して差し支えない。

別紙1

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施計画書
(第1号事業用)

事業名	* 事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。				
事業実施の 団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の 担当者	事業実施の代表者*				
	* 申請書頭紙の代表者名と同一であること。				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方) *				
	* 事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる 実施場所	* 実際に補助事業を行う場所 (所在地及び施設名称を記載)				
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話 FAX 番号	E-mail アドレス
<設備導入の区分>					
【事業の分類】					
* 以下の設備導入(a~c)のうち、本事業に該当する設備導入にチェックする (複数可)。					
<input type="checkbox"/> a 再生可能エネルギー発電設備導入					
<input type="checkbox"/> b 再生可能エネルギー熱利用設備導入					
<input type="checkbox"/> c 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入					
<事業の内容>					

【1. 設備の導入に関する事項】

(①概要)

*最初に、導入する設備等の種類（例：太陽光発電等）及び設備能力・規模等の概略を明記。

設備等に関する説明や技術的な特徴を（複数の設備を導入する場合は、設備ごとに）記載し、事業を実施する地域のエネルギー起源CO₂の削減にどのように資するかについて記載する（例：ボイラ燃料としての重油使用量の削減、商用電力の購入量削減）。その上で、仕様、規模、数量、新規・更新の別、価格、システム全体図等を添付提出する（別紙（第3条関係）補助事業の実施に係る要件中、補助対象設備等の要件を確認のこと）。

*導入設備の規模、用途、場所を明記し、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載すること。

*蓄電池を導入する場合は、導入の目的（保安防災目的は補助対象外）、使用方法、蓄電池容量の妥当性及び電力需給調整などの蓄電池の運用方法を明確に記載すること。蓄電池容量の妥当性については、CO₂削減に如何に資するかを含め、定量的に記載すること。

(②事業実施場所の地図)

*市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること（縮尺も明示すること）。

(③導入する再生可能エネルギー設備に係る供給エネルギーの使途に関する事項)

*事業の実施により導入する再生可能エネルギーシステムによるエネルギーについて、供給先のエネルギーの使途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記載する。その際、エネルギー需給バランスを示すこと等により、再生可能エネルギーの導入が適していることや、対象事業の実施量が過大でないことを示すこと。

【2. 再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題に関する事項】

(①課題の概要)

*導入予定の設備等について、今まで導入の妨げとなっていた自然的社会的条件に応じた課題の概要にチェックや記載する（複数可）。

- 安価・安定的な原材料確保 (①)
- 適地の減少とこれに伴うコスト上昇 (②)
- コスト情報及びデータ情報の不足 (③)
- 周辺住民や関係者等への理解醸成が必要 (④)
- 認知度不足 (⑤)
- 系統連系の制限 (⑥)
- その他の課題 (⑦) (*具体的な内容を記載すること。)

(②課題への対応の概要)

*①でチェックや記載した課題に対し、申請者等が補助事業申請後から取り組む課題への対応をチェックし、かつ具体的な取組内容を記載する。その際、地域循環共生圏の考え方を反映させること。なお、チェックした課題の対応が上記のどの課題に対応するか括弧内に番号を記載すること。

(必要に応じ、課題対応から設備導入までのプロセスを図示する。)

- 生産・利用一貫体制の構築、路網整備の推進 ()
- 公共施設への率先導入、公用地の提供（譲渡・貸し出し等） ()
- コスト情報、ポテンシャルマップや運用計測データ等の構築及び公表による情報発信 ()
- 地域の関係者による協議会の設置等による勉強会や普及促進活動、地方公共団体による補助金等の支援 ()
- 地域の住民や関係者等に対し説明会等を行う ()
- 独自送電網の整備を行う ()
- その他の課題への対応 () (*具体的な内容を記載すること。)

具体的対応について（チェックした課題への対応について、課題毎により具体的な内容を記載すること）

（ここに具体的な対応内容を記載する）

<CO2 削減効果>

【1. 事業による直接効果（CO2 削減量）】

*事業による直接のCO2削減効果（削減量）を記載する。

算定は以下のとおり。

- ① 後述の【2. CO2削減効果の算定方法】に基づいて対象設備導入後の年間CO2排出削減量を求める。
- ② 対象設備の「設備稼働開始時期（年月）」に基づいて、当該年度における設備稼働月数(カ月)を求める。
(定期的な設備メンテナンス等、想定可能な停止期間を極力勘案の上、設備稼働月数を設定すること。)
- ③ ①②に基づき、当該年度のCO2削減効果（削減量）を算定し、以下の記載例を参考に記載する。

(記載例)

● 単年度事業の場合

例1) 設備導入後のCO2年間排出削減量50t-CO2、設備稼働開始時期が、2021年（令和3年）3月
(稼働期間1カ月)

年度	2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	4.2 *	1 カ月	50	12 カ月
合計	4.2	—	50	—

注)

*50t-CO2 × (1 カ月/12 カ月)

なお、複数の設備を導入する場合、各設備の導入後のCO2年間排出削減量、設備稼働月数に応じて、下記複数年事業と同じ要領で設備別に計算、記載し、最終的にその合計CO2削減量を記載する。

● 複数年に亘る事業の場合

例2) 複数の設備を2年間に亘り逐次導入し、事業完了後、3年目に全ての設備が年間フル稼働となる工程の下、設備①～③の設備導入後のCO2年間排出削減量385t-CO2を想定した事業の場合、以下のとおり記載する。

年度	2019 (R1) 年度		2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	20 *	2 カ月	120	12 カ月	120	12 カ月

設備②	0	0 //	50	6 //	100	12 //
設備③	0	0 //	55	4 //	165	12 //
合計	20	—	225**	—	385	—

注) * 120 t-CO2 × (2 カ月/12 カ月)

** 120 t-CO2 + 100 t-CO2 × (6 カ月/12 カ月) + 165 t-CO2 × (4 カ月/12 カ月)

【2. CO2 削減効果の算定方法】

*算定方法については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成 29 年 2 月環境省地球環境局)」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html) において使用するエクセルファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」(以下「事業計算ファイル」という。)等を用いて CO2 削減効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、事業計算ファイルにおいて記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

【3. 事業終了後の CO2 削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の 3 年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2 削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備における CO2 削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注) 上記【2. 及び 3.】の CO2 削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙 7 CO2 削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙 7 を頭紙として添付し提出のこと。

【4. 費用対効果】

***設備ごとに**、設備導入後の年間 CO2 削減量に耐用年数を乗じ、当該補助事業における 1t-CO2 削減あたりのコストを算出する。

	補助対象経費支出予定額(設備別) [円] A	年間 CO2 削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数 C*	CO2 削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					
設備③					

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

【確認事項】

事業開始後に上記の CO2 削減の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2 削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要性が生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

注：よって、CO2 削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。

チェック欄

(←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)

<事業の波及性>

- *事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)。
- *再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題への対応内容及び手法について、区域内外での普及性、波及性の観点から、高いモデル性・先導性を有していることを具体的に記載する。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

- *事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】 申請者が地方公共団体以外である場合に記載。

- *地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載した上で、当該地方公共団体がそのことを確認する旨を含む文書(別紙2推薦書)を添付する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2削減効果計測体制】

- *事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

- *事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額(予定を含む)を記載する。

- ・補助金
- ・借入金(調達先・調達額)
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

- *当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。
- *本補助金の交付を受ける際には他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる場合がある。

【確認事項】

本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。

チェック欄

(←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。)

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

- *事業遂行上必要な、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する(例:水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整)。該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

- *事業実施により環境問題等を引き起こさないことの説明を、事業内容等を勘案し記載する。例えば地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版(平成30年3月 環境省水・大気環境局)」に即しており地盤沈下の恐れがないこと。バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば、地下水汚染防止に留意して適切に行うことなど。また、バイオマス熱利用や発電設備の中で、地下水汚染の防止策についても記載する。

- *該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【4. 設備の管理責任者】

- *導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画の策定状況等】

*下記記載事項については、別紙2推薦書又は別紙3プロジェクト概要書より転記すること。

(申請者が地方公共団体の場合)

- *位置づけ対象とする実行計画名を明記する(事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記)。
- *実行計画の策定状況(平成〇年〇月に策定済み)及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期:平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期:平成〇年度を記載する(検討中であることを示す補足資料を添付する)。
- *実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に掲げる要件を全て満たしていること及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

(申請者が地方公共団体以外の場合)

- *位置づけ対象である実行計画名を明記する。
- *実行計画の策定状況(平成〇年〇月に策定済み)及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期:平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期:平成〇年度を記載する(検討中であることを示す補足資料を添付する)。
- *実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が地方公共団体の策定した他の計画(〇〇市総合計画など)に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。
*特になければ「無」と記載する。

【6. 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針】

※国における環境関連のモデル事業等(該当するものチェックする。複数選択可。)

- 所在市町村が「環境モデル都市」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei.html>
- 所在市町村が「環境未来都市」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei2.html>
- 所在市町村が「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」に選定されている、又は「SDGsを推進※」している。
※既存の「自治体SDGsの取組方針・状況等の資料」を提出すること
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs_sentei.html
- 所在市町村が「地域活性化モデルケース」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/140529.html>
- 所在市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html
- 当該事業が「分散型エネルギーインフラプロジェクト」(マスタープラン策定事業)に採択されている。
https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html
- 当該事業が「総合特別区域計画」に認定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/nintei/index.html>
- 実施箇所が「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)整備構想策定地域である。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/>
- 実施箇所が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289509.htm
- 実施箇所が「温泉法に基づく国民保養温泉地」に指定されている。
<http://www.env.go.jp/nature/onsen/index.html>

- 「福島新エネ社会構想」に資する事業（福島県内の再生可能エネルギー事業）である。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/
- 実施箇所が「農産漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」で定められた設備整備区域である。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html
- 実施箇所が「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域である。
http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

（*チェックした（選定等された）モデル事業等と本申請内容が関連づけられたものである場合、どう関連づけられているかについて具体的に記載すること。）

【7. その他の確認事項】

【確認事項】

事業開始前に、必ず設備導入計画事業に係る耐震設計・構造計算等を行い、問題のないことを確認します。

チェック欄

- （←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。）

<事業実施スケジュール及び補助金交付申請額>

【1. 事業の実施スケジュール】

- *事業内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙としても可。
- *単年度事業における事業完了（支払完了）予定期日については、当該年度の2月26日を超えないことに留意し、事業開始日・完了日を設定する。
- *事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、年度ごとに工事を切り分けて記載すること。

【2. 補助金交付申請額】

【確認事項】

- *木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱利用設備の導入事業に限り、補助率2/3の優遇措置を設けている。
- 2019年度(H31年度)において、本優遇措置を申請し採択された場合、以下のチェック欄にチェックを入れた上で、本年度の交付申請にあたり、様式第1別紙10「地域協議会等の概要」に係る確認様式を、再度改めて提出のこと。

チェック欄：「補助率優遇措置」を申請し採択された。

- （←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。）

【補助金交付申請額】

- *初年度からの補助金交付額（実績及び申請額）について、年度別に記載する。

（記載例）

（単位：円）

	年度	2019 (R1)	2020 (R2)
		年度(実績)	年度(申請額)
補助対象	設備①	設備費	
		工事費	

経費	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金交付額(実績、申請額)				

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに通しの書類番号及びページ番号を付し、本計画書内に関連する添付書類番号（及び必要に応じてページ番号）を明記する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者（設備所有者）が申請すること。

別紙1

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施計画書
(第5号事業用)

事業名	* 事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。				
事業実施の団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の担当者	事業実施の代表者*				
	* 申請書頭紙の代表者名と同一であること。				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)*				
	* 事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる実施場所	* 実際に補助事業を行う場所(所在地及び施設名称を記載)				
共同事業者(あれば)	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話 FAX 番号	E-mail アドレス
< 事業の内容 >					
<p>【1. 熱導管等の導入に関する事項】</p> <p>(①概要)</p> <p>* 最初に、既存設備や導入する熱導管等に関する説明を記載し、事業を実施する地域のエネルギー起源 CO2 の削減にどのように資するかについて記載する(例: 余剰熱の有効利用による重油使用量の削減)。その上で、仕様、規模、数量、価格、システム全体図等を添付提出する(別紙(第3条関係)補助事業の実施に係る要件中、補助対象設備等の要件を確認のこと)。</p> <p>* 熱導管等の規模、数量が合理的かつ妥当な規模であることを明確に記載すること。</p> <p>(②事業実施場所の地図)</p> <p>* 市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること(縮尺も明示すること)。</p>					

(③導入する熱導管等に係る供給エネルギーの用途に関する事項)

*導入する熱導管等により供給されるエネルギーについて、供給先のエネルギーの用途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記載する。その際、エネルギー需給バランスを示すこと等により、熱導管等の導入が適していることや、対象事業の実施量が過大でないことを示すこと。

<CO2 削減効果>

【1. 事業による直接効果 (CO2 削減量)】

*事業による直接のCO2削減効果(削減量)を記載する。

算定は以下のとおり。

- ① 後述の【2. CO2削減効果の算定方法】に基づいて対象設備導入後の年間CO2排出削減量を求める。
- ② 対象設備の「設備稼働開始時期(年月)」に基づいて、当該年度における設備稼働月数(カ月)を求める。
(定期的な設備メンテナンス等、想定可能な停止期間を極力勘案の上、設備稼働月数を設定すること。)
- ③ ①②に基づき、当該年度のCO2削減効果(削減量)を算定し、以下の記載例を参考に記載する。

(記載例)

● 単年度事業の場合

例1) 設備導入後のCO2年間排出削減量50t-CO2、設備稼働開始時期が、2021年(令和3年)3月(稼働期間1カ月)

年度	2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	4.2 *	1 カ月	50	12 カ月
合計	4.2	—	50	—

注)

*50t-CO2 × (1 カ月/12 カ月)

なお、複数の設備を導入する場合、各設備の導入後のCO2年間排出削減量、設備稼働月数に応じて、下記複数年事業と同じ要領で設備別に計算、記載し、最終的にその合計CO2削減量を記載する。

● 複数年に亘る事業の場合

例2) 複数の設備を2年間に亘り逐次導入し、事業完了後、3年目に全ての設備が年間フル稼働となる工程の下、設備①～③の設備導入後のCO2年間排出削減量385t-CO2を想定した事業の場合、以下のとおり記載する。

年度	2019 (R1) 年度		2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	20 *	2 カ月	120	12 カ月	120	12 カ月
設備②	0	0 "	50	6 "	100	12 "
設備③	0	0 "	55	4 "	165	12 "
合計	20	—	225**	—	385	—

注)

* 120 t-CO2 × (2 カ月/12 カ月)

** 120 t-CO2+100 t-CO2×(6カ月/12カ月)+165 t-CO2×(4カ月/12カ月)

【2. CO2削減効果の算定方法】

*算定方法については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用>（平成29年2月環境省地球環境局）」(http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html)において使用するエクセルファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」（以下「事業計算ファイル」という。）等を用いてCO2削減効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、事業計算ファイルにおいて記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

【3. 事業終了後のCO2削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の3年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備におけるCO2削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注)上記【2.及び3.】のCO2削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙7を頭紙として添付し提出のこと。

【4. 費用対効果】

***設備ごとに**、設備導入後の年間CO2削減量に耐用年数を乗じ、当該補助事業における1t-CO2削減あたりのコストを算出する。

	補助対象経費支出予定額(設備別) [円] A	年間CO2削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数C*	CO2削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					
設備③					

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

【確認事項】

事業開始後に上記のCO2削減の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要があるが生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

注：よって、CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。

チェック欄

(←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)

<事業の波及性>

- *事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)。
- *熱導管等の導入による地域への面的な熱供給を行う事業について、区域内外での普及性、波及性の観点から、高いモデル性・先導性を有していることを具体的に記載する。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

*事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】 申請者が地方公共団体以外である場合に記載。

*地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載した上で、当該地方公

共同体がそのことを確認する旨を含む文書（別紙2推薦書）を添付する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2削減効果計測体制】

*事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

*事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額（予定を含む）を記載する。

- ・補助金
- ・借入金（調達先・調達額）
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

*当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

*本補助金の交付を受ける際には他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる場合がある。

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

*事業遂行上必要な、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する

（例：温泉権に係る利害関係者との調整、熱導管を通すことによる地権者との調整）。該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

*事業実施により環境問題等を引き起こさないことの説明を、事業内容等を勘案し記載する。

*該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【4. 設備の管理責任者】

*導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画の策定状況等】

*下記記載事項については、別紙2推薦書又は別紙3プロジェクト概要書より転記すること。

（申請者が地方公共団体の場合）

*位置づけ対象とする実行計画名を明記する（事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記）。

*実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に掲げる要件を全て満たしていること及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

（申請者が地方公共団体以外の場合）

*位置づけ対象である実行計画名を明記する。

*実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が地方公共団体の策定した他の計画（〇〇市総合計画など）に位置づけられた施策に基づ

く事業である場合は、当該計画名、当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。
*特になければ「無」と記載する。

【6. 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針】

※国における環境関連のモデル事業等（該当するものチェックする。複数選択可。）

- 所在市町村が「環境モデル都市」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei.html>
- 所在市町村が「環境未来都市」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei2.html>
- 所在市町村が「SDGs 未来都市」、「自治体 SDGs モデル事業」に選定されている、又は「SDGs を推進※」している。
※既存の「自治体 SDGs の取組方針・状況等の資料」を提出すること
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs_sentei.html
- 所在市町村が「地域活性化モデルケース」に選定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/140529.html>
- 所在市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html
- 当該事業が「分散型エネルギーインフラプロジェクト」（マスタープラン策定事業）に採択されている。
https://www.chiikinogemki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html
- 当該事業が「総合特別区域計画」に認定されている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/nintei/index.html>
- 実施箇所が「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域である。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/>
- 実施箇所が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。
http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289509.htm
- 実施箇所が「温泉法に基づく国民保養温泉地」に指定されている。
<http://www.env.go.jp/nature/onsen/index.html>
- 「福島新エネ社会構想」に資する事業（福島県内の再生可能エネルギー事業）である。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/
- 実施箇所が「農産漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」で定められた設備整備区域である。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html
- 実施箇所が「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域である。
http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

（*チェックした（選定等された）モデル事業等と本申請内容が関連づけられたものである場合、どう関連づけられているかについて具体的に記載すること。）

【7. その他の確認事項】

【確認事項】

事業開始前に、必ず設備導入計画事業に係る耐震設計・構造計算等を行い、問題のないことを確認します。

チェック欄

- （←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。）

<事業実施スケジュール及び補助金交付申請額>

【1. 事業の実施スケジュール】

*事業内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙としても可。

*単年度事業における事業完了(支払完了)予定期日については、当該年度の2月末を超えないことに留意し、事業開始日・完了日を設定する。

*事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、年度ごとに工事を切り分けて記載すること。

【2. 補助金交付申請額】

*初年度からの補助金交付額(実績及び申請額)について、年度別に記載する。

(記載例)

(単位:円)

	年度		2019(R1)	2020(R2)
			年度(実績)	年度(申請額)
補助 対象 経費	設備①	設備費		
		工事費		
	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金交付額(実績、申請額)				

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに通しの書類番号及びページ番号を付し、本計画書内に関連する添付書類番号(及び必要に応じてページ番号)を明記する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者(設備所有者)が申請すること。

別紙 1

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施計画書
(第6号事業用)

事業名	*事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。			
事業実施の 団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)			
事業実施の 担当者	事業実施の代表者*			
	*申請書頭紙の代表者名と同一であること。			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方) *			
	*事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
事業の主たる 実施場所	*実際に補助事業を行う場所 (所在地及び施設名称を記載)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話 FAX 番号
<設備導入の区分>				
<p>*以下の設備導入(a~c)のうち、本事業に該当する設備導入にチェックする。</p> <p><input type="checkbox"/>a 再生可能エネルギー発電設備導入</p> <p><input type="checkbox"/>b 再生可能エネルギー熱利用設備導入</p> <p><input type="checkbox"/>c 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入</p> <p>*太陽光発電の場合に限り、以下の補助対象者 a、b、cのうちから該当するものにチェックする。</p> <p><input type="checkbox"/>a 中小企業事業者 (該当する場合、以下を記載する)</p> <p>業種： 資本金： 従業員数：</p> <p><input type="checkbox"/>b 青色申告の個人事業主</p> <p><input type="checkbox"/>c a、b以外</p>				

(注) cに該当する申請者の場合、交付規程の補助対象設備要件欄に記載の「太陽光発電設備のシステム価格が22万円/kW以下であること。」を満たす必要がある。

詳細は、別紙8 太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第6号事業用)を参照のこと。

<事業の内容>

【1. 設備の導入に関する事項】

(①概要)

*最初に、導入する設備等の種類(例:太陽光発電等)及び設備能力・規模等の概略を明記。

設備等に関する説明や技術的な特徴を(複数の設備を導入する場合は、設備ごとに)記載し、事業を実施することによりCO₂の削減にどのように資するかについて記載する(例:ボイラ燃料としての重油使用量の削減、商用電力の購入量削減)。その上で、仕様、規模、数量、新規・更新の別、価格、システム全体図等を添付提出する(別紙(第3条関係)補助事業の実施に係る要件中、補助対象設備等の要件を確認のこと)。

*導入設備の規模、用途、場所を明記し、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載すること。

*蓄電池を導入する場合は、導入の目的(保安防災目的は補助対象外)、使用方法、蓄電池容量の妥当性及び電力需給調整などの蓄電池の運用方法等を明確に記載すること。蓄電池容量の妥当性については、CO₂削減に如何に資するかを含め、定量的に記載すること。

(②事業実施場所の地図)

*市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること(縮尺も明示すること)。

(③導入する再生可能エネルギー設備に係る供給エネルギーの用途に関する事項)

*事業の実施により導入する再生可能エネルギーシステムによるエネルギーについて、供給先のエネルギーの用途、一日当たりのエネルギー使用量、及び一日または季節的なエネルギー使用量の変化等について記載する。その際、エネルギー需給バランスを示すこと等により、再生可能エネルギーの導入が適していることや、対象事業の実施量が過大でないことを示すこと。

【2. 再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題に関する事項】

*本項において、光害対策のための太陽光パネルの設置角度を変更するなどの既に確立された技術的な手法に限られた課題対応、敷地が狭小であることから太陽光パネルを屋上に設置するなどの既に一般に普及している課題対応、導入コスト低減の観点から補助金を活用するといった自立的普及促進の観点としてはなじまない課題対応、課題の認識について適地がない等の地域においては課題となっているものの当該施設において実際に発生している個別の課題ではないもの等は低い評価となる。

「再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に係るQ&A集」の当該項(6号事業関係の設問6.⑤)等を参照の上、記載すること。

(①課題の概要)

*導入予定の設備等について、今まで導入の妨げとなっていた自然的社会的条件に応じた課題の概要にチェックや記載する(複数可)。

系統電力からの買電と比較した場合の自家消費型再生可能エネルギー設備導入のコスト (①)

変動する再生可能エネルギー発電電力の最適な活用 (②)

再生可能エネルギー設備導入に対しハードルとなる既存の社内基準等の見直し (③)

周辺住民や関係者等への理解醸成が必要 (④)

騒音等の公害が生じる懸念 (⑤)

- 系統連系の制限 (⑥)
- その他の課題 (⑦) (*具体的な内容を記載すること。)

(②課題への対応の概要)

*①でチェックや記載した課題に対し、申請者等が補助事業申請後から取り組む課題への対応をチェックし、かつ具体的な取組内容を記載する。その際、地域循環共生圏の考え方を反映させること。なお、チェックした課題の対応が上記のどの課題に対応するか括弧内に番号を記載すること。

(必要に応じ、課題対応から設備導入までのプロセスを図示する。)

- 蓄電池やエネルギーマネジメントシステム (EMS) 等による再エネ電力の最適化を図る ()
- 社内の再生可能エネルギー取組基準等を変更する ()
- 地域の住民や関係者等に対し説明会等を行う ()
- 独自送電網の整備を行う ()
- その他の課題への対応 () (*具体的な内容を記載すること。)

具体的対応について (チェックした課題への対応について、課題毎により具体的な内容を記載すること)

<CO2 削減効果>

【1. 事業による直接効果 (CO2 削減量)】

*事業による直接のCO2削減効果(削減量)を記載する。

算定は以下のとおり。

- ① 後述の【2. CO2削減効果の算定方法】に基づいて対象設備導入後の年間CO2排出削減量を求める。
- ② 対象設備の「設備稼働開始時期(年月)」に基づいて、当該年度における設備稼働月数(カ月)を求める。
(定期的な設備メンテナンス等、想定可能な停止期間を極力勘案の上、設備稼働月数を設定すること。)
- ③ ①②に基づき、当該年度のCO2削減効果(削減量)を算定し、以下の記載例を参考に記載する。

(記載例)

● 単年度事業の場合

例1) 設備導入後のCO2年間排出削減量50t-CO2、設備稼働開始時期が、2021年(令和3年)3月
(稼働期間1カ月)

年度	2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	4.2 *	1 カ月	50	12 カ月
合計	4.2	—	50	—

注)

*50t-CO2× (1 カ月/12 カ月)

なお、複数の設備を導入する場合、各導入設備の設備導入後の CO2 年間排出削減量、設備稼働月数に応じて、下記複数年事業と同じ要領で設備別に計算、記載し、最終的にその合計 CO2 削減量を記載する。

● 複数年に亘る事業の場合

例 2) 複数の設備を 2 年間に亘り逐次導入し、事業完了後、3 年目に全ての設備が年間フル稼働となる工程の下、設備①～③の設備導入後の CO2 年間排出削減量 385t-CO2 を想定した事業の場合、以下のとおり記載する。

年度	2019 (R1) 年度		2020 (R2) 年度		2021 (R3) 年度 (事業完了の次年度)	
	CO2 削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2 削減量 [t-CO2]	設備稼働月数	CO2 削減量 [t-CO2]	設備稼働月数
設備①	20 *	2 カ月	120	12 カ月	120	12 カ月
設備②	0	0 "	50	6 "	100	12 "
設備③	0	0 "	55	4 "	165	12 "
合計	20	—	225**	—	385	—

注) * 120 t-CO2× (2 カ月/12 カ月)

** 120 t-CO2+100 t-CO2× (6 カ月/12 カ月)+165 t-CO2× (4 カ月/12 カ月)

【2. CO2 削減効果の算定方法】

*算定方法については、「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック<補助事業申請者用> (平成 29 年 2 月環境省地球環境局) (http://www.env.go.jp/earth/ondanka/biz_local/gbhojo.html) において使用するエクセルファイル「補助事業申請者向けハード対策事業計算ファイル」(以下「事業計算ファイル」という。)等を用いて CO2 削減効果を算定した上で、同ファイルを添付する。

なお、事業計算ファイルにおいて記載する各々の設定根拠・引用元に係る具体的資料を添付すること。

【3. 事業終了後の CO2 削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の 3 年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2 削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備における CO2 削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注) 上記【2. 及び 3.】の CO2 削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙 7 CO2 削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙 7 を頭紙として添付し提出のこと。

【4. 費用対効果】

***設備ごとに**、設備導入後の年間 CO2 削減量に耐用年数を乗じ、当該補助事業における 1t-CO2 削減あたりのコストを算出する。

*熱電併給の場合は、発電における 1t-CO2 削減あたりのコストの他に参考として熱電併給設備の導入による 1t-CO2 削減あたりのコストも記載する。

	補助対象経費支出予定 額(設備別) [円] A	年間 CO2 削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数 C*	CO2 削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					

設備③

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

【確認事項】

事業開始後に上記のCO2削減の達成が難しい見込みとなった場合は、CO2削減効果の計算の過程での計算ミスなどが理由であっても、交付決定後も補助金の全部又は一部が受給できなくなったり、補助金の一部を返還する必要がある生じたりすることもあり得ることを承諾の上、本計画を提出します。

注：よって、CO2削減効果の算定に当たっては、一定の安全率を見込むことは可。

チェック欄

(←内容を確認し、承諾する場合、左欄に「レ点」でチェックを入れること。)

<事業の波及性>

- *事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する(予定も可)。
- *再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題への対応内容及び手法について、区域内外での普及性、波及性の観点から、高いモデル性・先導性を有していることを具体的に記載する。
- *地域経済の活性化につながる波及効果があれば記載する(太陽光発電設備の導入事業以外で該当する場合に記載)。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

*事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】 太陽光発電設備の導入事業以外で該当する場合に記載。

*地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載した上で、当該地方公共団体がそのことを確認する旨を含む文書(別紙2推薦書)を添付する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2削減効果計測体制】

*事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

*事業に要する経費を支払うための資金の調達先・調達額(予定を含む)を記載する。

- ・補助金
- ・借入金(調達先・調達額)
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

- *当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。
- *本補助金の交付を受ける際には他の補助金の交付を辞退していただくことが必要となる場合がある。

【確認事項】

本補助金の交付を受けた設備等について、固定価格買取制度による売電は行いません。

チェック欄

(←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。)

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

*事業遂行上必要な、許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する
(例：水利権に係る利害関係者との調整、系統連携に係る電力会社との調整)。該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

*事業実施により環境問題等を引き起こさないことの説明を、事業内容等を勘案し記載する。例えば地中熱であれば「地中熱利用にあたってのガイドライン改訂増補版（平成30年3月 環境省水・大気環境局）」に即しており地盤沈下の恐れがないこと。バイオマス利用後に発生する処理残渣を再利用する場合であれば、地下水汚染防止に留意して適切に行うことなど。また、バイオマス発電設備の中で、地下水汚染の防止策についても記載する。

【4. 設備の管理責任者】

*導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画の策定状況等】

太陽光発電設備の導入事業以外で該当する場合に記載。

*特になければ「無」と記載する。

*事業が地方公共団体実行計画の施策に位置付けられている場合

- ・位置づけ対象とする実行計画名を明記する（事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記）。
- ・実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

*上記記載事項については、別紙2推薦書より転記すること。

【6. 本補助事業に関連する国のモデル事業等への選定・実施状況と方針】

※国における環境関連のモデル事業等（該当するものチェックする。複数選択可。）

所在市町村が「環境モデル都市」に選定されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei.html>

所在市町村が「環境未来都市」に選定されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sentei2.html>

所在市町村が「SDGs 未来都市」、「自治体 SDGs モデル事業」に選定されている、又は「SDGs を推進※」している。

※既存の「自治体 SDGs の取組方針・状況等の資料」を提出すること

http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/sdgs_sentei.html

所在市町村が「地域活性化モデルケース」に選定されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/platform/140529.html>

所在市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。

http://www.maff.go.jp/j/shokusan/biomass/b_sangyo_toshi/b_sangyo_toshi.html

当該事業が「分散型エネルギーインフラプロジェクト」（マスタープラン策定事業）に採択されている。

https://www.chiikinogennki.soumu.go.jp/chiiki/chiiki_genki.html

当該事業が「総合特別区域計画」に認定されている。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/sogotoc/nintei/index.html>

実施箇所が「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域である。

<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chiisanakyoten/>

実施箇所が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/ecoschool/detail/1289509.htm

- 実施箇所が「温泉法に基づく国民保養温泉地」に指定されている。
<http://www.env.go.jp/nature/onsen/index.html>
- 「福島新エネ社会構想」に資する事業（福島県内の再生可能エネルギー事業）である。
http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/fukushima_vision/
- 実施箇所が「農産漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」で定められた設備整備区域である。
http://www.maff.go.jp/j/shokusan/renewable/energy/kihon_keikaku.html
- 実施箇所が「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域である。
http://www.mlit.go.jp/en/toshi/city_plan/compactcity_network.html

(*チェックした(選定等された)モデル事業等と本申請内容が関連づけられたものである場合、どう関連づけられているかについて具体的に記載すること。)

【7. その他の確認事項】

【確認事項】

事業開始前に、必ず設備導入計画事業に係る耐震設計・構造計算等を行い、問題のないことを確認します。

チェック欄

- (←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。)

<事業実施スケジュール及び補助金交付申請額>

【1. 事業の実施スケジュール】

- *事業内容と照らし合わせ、導入する設備ごとに作業工程を記載する。この欄には概要のみを記載し、詳細を別紙としても可。
- *単年度事業における事業完了(支払完了)予定期日については、当該年度の2月末を超えないことに留意し、事業開始日・完了日を設定する。
- *事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、年度ごとに工事を切り分けて記載すること。

【2. 補助金交付申請額】

【確認事項】

- *太陽光発電設備導入事業以外の場合、補助率2/3の優遇措置を設けている。2019年度(H31年度)において、本優遇措置を申請し採択された場合、以下のチェック欄にチェックを入れること。なお、木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱利用設備の導入事業に限り、本年度の交付申請にあたり、実施計画書の所定欄記述の他に、様式第1別紙10「地域協議会等の概要」に係る確認様式を再度改めて提出のこと。

チェック欄：「補助率優遇措置」を申請し採択された。

- (←内容を確認の上、レ点でチェックを入れること。)

【補助金交付申請額】

- *初年度からの補助金交付額(実績及び申請額)について、年度別に記載する。

(記載例)

(単位：円)

	年度		2019 (R1)	2020 (R2)
	設備①	設備費	年度(実績)	年度(申請額)
補助				

対象 経費		工事費		
	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金交付額(実績、申請額)				

注1 本計画書に、設備のシステム図・配置図・仕様書、記載内容の根拠資料等を添付する。添付書類については、すべてに通しの書類番号及びページ番号を付し、本計画書内に関連する添付書類番号（及び必要に応じてページ番号）を明記する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

注3 代理・代行申請は受付けない。必ず申請者（設備所有者）が申請すること。

注4 経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」から継続して実施する申請者は、執行団体の確認を得た上で、記載内容の一部を省略することができる。

別紙2

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 寫 昭夫 殿

住 所
地方公共団体名
役職・氏名 印

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業
に係る推薦書

標記について、別紙のとおり提出します。

(担当者欄)
郵便番号：
住 所：
所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
電話番号：
E - m a i l：

*本様式は、申請者が地方公共団体以外である場合、申請する事業に係る実行計画等への位置づけ等について説明するためのもの（第1号事業、第5号事業及び第6号事業に限る）。

*事業内容に変更がなく、実行計画等への位置付け等についての状況も変わらない場合は、添付を省略することができる。

1. 区域内のエネルギー起源 CO2 排出量に係る分析

*区域内のエネルギー起源 CO2 排出量につき、部門ごとに排出状況を分析することにより、交付申請対象事業への国の支援が区域内のエネルギー起源 CO2 排出量の削減のために重要であることを記載。

*ここで「区域」とは、当該地方公共団体の行政区域をいう。以下同じ。

2. 申請事業の概要について

(1) 事業の分類

第1号事業 第5号事業

第6号事業（太陽光発電設備導入事業以外で該当する場合のみ）

*いずれかにチェックを付ける。

(2) 事業の概要

*申請事業の導入設備及び実施対象地、または調査内容を記載するとともに、当該事業が地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に資することを記載する。

3. 申請事業の実行計画等への位置づけ等

(1) 実行計画の策定状況

策定済み（策定時期：平成 年 月）

策定に向けて検討中（策定予定時期：平成 年度）

策定予定がない

*「実行計画」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画をいう。

*いずれかにチェックを付けた上で、策定時期等を記載する。

(2) 申請事業の実行計画等への位置づけ

位置づけ済み（実行計画以外の計画の場合は、当該計画名を記載「〇〇計画」）

位置づけに向けて検討中（策定/改訂予定時期：平成 年度）

*いずれかにチェックを付ける。

*また、検討中であることを示す補足資料（庁内の検討体制図、庁内会議や協議会の開催実績（日時、議事が分かるもの）等を想定）を添付する。

*非営利法人や民間企業等の事業において、実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が、地方公共団体が策定した他の計画（〇〇市総合計画など）に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名を記載する。

実行計画等における「位置づけ」の該当箇所：

*「位置づけ済み」の場合、当該計画の具体的な該当箇所（推進事項の名称、概要等）を記載する。

* 「位置づけに向けて検討中」の場合、具体的な推進事項の名称、概要等について検討進捗状況・素案等を記載する。

(3) 国の支援が必要な理由

* 前述の域内のCO2排出に関する適切な定量的分析結果及び当該事業の実行計画等上の位置づけ（予定も含む）を勘案した上で、補助金に係る適切な国の支援の必要性を記載する。

(4) 申請事業の実行計画等上の役割

* 申請事業実施後、その結果をどのように活かして区域内（又は区域内外）のエネルギー起源CO2削減を図るか、具体的にその仕組みや実施方法を記載する。

* 本補助事業の取組の成果等を広報する場合は、その方法を具体的に記載する。

* 地方公共団体が実行計画又は（2）に示す実行計画以外の計画を核に自立的に設備普及を図る上で、申請事業の実施量が適切であることも記載。その際、区域内の導入ポテンシャルを示す等、定量的に記載すること。

4. 申請事業に関するその他の事項

(1) 事業実施により懸念される可能性のある事項とそれへの対応状況

* 事業内容等に応じ、関係者との調整状況や他の環境問題を引き起こす恐れがない/抑制されていることの説明。

(2) 環境モデル都市等への選定状況

* 政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・SDGs未来都市・地域活性化モデルケース、バイオマス産業都市、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）、総合特別区域計画、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域、エコスクールパイロット・モデル事業及びエコスクール・プラス認定校、温泉法に基づく国民保養温泉地）において選定等がされている、または、福島新エネ社会構想に資する事業（福島県内の取組）、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画で定められた設備整備区域及び都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であれば、チェックする（複数可）。

所在市町村が「環境モデル都市」に選定されている。

所在市町村が「環境未来都市」に選定されている。

所在市町村が「SDGs未来都市」、「自治体SDGsモデル事業」に選定されている、又は「SDGsを推進※」している。

※既存の「自治体SDGsの取組方針・状況等の資料」を提出すること

所在市町村が「地域活性化モデルケース」に選定されている。

所在市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。

当該事業が「分散型エネルギーインフラプロジェクト」（マスタープラン策定事業）に採択されている。

当該事業が「総合特別区域計画」に認定されている。

実施箇所が「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域である。

実施箇所が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。

実施箇所が「温泉法に基づく国民保養温泉地」に指定されている。

「福島新エネ社会構想」に資する事業（福島県内の再生可能エネルギー事業）である。

実施箇所が「農産漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」で定められた設備整備区域である。

実施箇所が「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域である。

別紙3

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

申請者 住 所
地方公共団体名
役職・氏名 印

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業
に係るプロジェクト概要書

標記について、別紙のとおり提出します。

(担当者欄)
郵便番号：
住 所：
所属部署名：
役 職 名：
氏 名：
電 話 番 号：
E - m a i l：

*本様式は、申請者が地方公共団体である場合、自ら申請する事業に係る実行計画等への位置づけ等について説明するためのもの（第1号事業及び第5号事業に限る）。

*事業内容に変更がなく、実行計画等への位置付け等についての状況も変わらない場合は、添付を省略することができる。

1. 区域内のエネルギー起源 CO2 排出量に係る分析

*区域内のエネルギー起源 CO2 排出量につき、部門ごとに排出状況を分析することにより、交付申請対象事業への国の支援が区域内のエネルギー起源 CO2 排出量の削減のために重要であることを記載。

*ここで「区域」とは、当該地方公共団体の行政区域をいう。以下同じ。

2. 申請事業の概要について

(1) 事業の分類

第1号事業 第5号事業

*いずれかにチェックを付ける。

(2) 事業の概要

*申請事業の導入設備及び実施対象地、または調査内容を記載するとともに、当該事業が地方公共団体におけるエネルギー起源 CO2 削減に資することを記載する。

3. 申請事業の実行計画等への位置づけ等

(1) 実行計画の策定状況

策定済み（策定時期：平成 年 月）

策定に向けて検討中（策定予定時期：平成 年度）

策定予定がない

*「実行計画」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条第1項及び第3項の規定による温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策として策定された計画をいう。

*いずれかにチェックを付けた上で、策定時期等を記載する。

(2) 申請事業の実行計画等への位置づけ

位置づけ済み（実行計画以外の計画の場合は、当該計画名を記載「○○計画」）

位置づけに向けて検討中（策定/改訂予定時期：平成 年度）

*いずれかにチェックを付ける。

*「位置づけに向けて検討中」の場合、位置づけ予定時期は原則として3年以内とすること。また、検討中であることを示す補足資料（庁内の検討体制図、庁内会議の開催実績（日時、議事が分かるもの）等を想定）を添付する。

*実行計画以外の計画の場合は、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に掲げる要件を全て満たしていることを証明すること。

実行計画等における「位置づけ」の該当箇所：

*「位置づけ済み」の場合、当該計画の具体的な該当箇所（推進事項の名称、概要等）を記載する。

*「位置づけに向けて検討中」の場合、具体的な推進事項の名称、概要等について検討進捗状況・素案等を記載する。

(3) 国の支援が必要な理由

* 前述の域内の CO2 排出に関する適切な定量的分析結果及び当該事業の実行計画等上の位置づけ（予定も含む）を勘案した上で、補助金に係る適切な国の支援の必要性を記載する。

(4) 申請事業の実行計画等上の役割

* 申請事業実施後、その結果をどのように活かして区域内（又は区域内外）のエネルギー起源 CO2 削減を図るか、具体的にその仕組みや実施方法を記載する。

* 本補助事業の取組の成果等を広報する場合は、その方法を具体的に記載する。

* 地方公共団体が実行計画を核に自立的に設備普及を図る上で、申請事業の実施量が適切であることも記載。その際、区域内の導入ポテンシャルを示す等、定量的に記載すること。

4. 申請事業に関するその他の事項

(1) 事業実施により懸念される可能性のある事項とそれへの対応状況

* 事業内容等に応じ、関係者との調整状況や他の環境問題を引き起こす恐れがない/抑制されていることの説明。

(2) 環境モデル都市等への選定状況

* 政府の事業（環境モデル都市・環境未来都市・SDGs 未来都市・地域活性化モデルケース、バイオマス産業都市、分散型エネルギーインフラプロジェクト（マスタープラン策定事業）、総合特別区域計画、「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域、エコスクールパイロット・モデル事業及びエコスクール・プラス認定校、温泉法に基づく国民保養温泉地）において選定等がされている、または、福島新エネ社会構想に資する事業（福島県内の取組）、農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画で定められた設備整備区域及び都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域における事業であれば、チェックする（複数可）。

所在市町村が「環境モデル都市」に選定されている。

所在市町村が「環境未来都市」に選定されている。

所在市町村が「SDGs 未来都市」、「自治体 SDGs モデル事業」に選定されている、又は「SDGs を推進※」している。

※既存の「自治体 SDGs の取組方針・状況等の資料」を提出すること

所在市町村が「地域活性化モデルケース」に選定されている。

所在市町村が「バイオマス産業都市」に選定されている。

当該事業が「分散型エネルギーインフラプロジェクト」（マスタープラン策定事業）に採択されている。

当該事業が「総合特別区域計画」に認定されている。

実施箇所が「小さな拠点」（多世代交流・多機能型）整備構想策定地域である。

実施箇所が「エコスクールパイロット・モデル事業」又は「エコスクール・プラス」の認定校である。

実施箇所が「温泉法に基づく国民保養温泉地」に指定されている。

「福島新エネ社会構想」に資する事業（福島県内の再生可能エネルギー事業）である。

実施箇所が「農産漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」で定められた設備整備区域である。

実施箇所が「都市再生特別措置法に基づく立地適正化計画」で定められた都市機能誘導区域又は居住誘導区域である。

別紙4

(注I) 第1号及び第6号事業に係る「太陽光発電設備」、「蓄電システム(単独申請不可)」の経費については、以下の「経費内訳」を用いて記載する。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に要する経費内訳
(第 号事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4-1) 補助対象経費支出予定額 (定率補助対象分)
	円	円	円	円
	(4-2) 補助対象経費支出予定額 (定額補助対象分)	(4) 補助対象経費支出予定額合計 (4-1) + (4-2)	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額
	円	円	円	円
	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8-1) 補助金所要額 (定率補助額) (小数点以下切捨)	(8-2) 補助金所要額 (定額補助額) (小数点以下切捨)	(8) 補助金所要額合計 (8-1) + (8-2) (千円未満切捨)
円	円	円	円	
補助対象経費支出予定額内訳 (定率補助対象分)				
経費区分・費目		金額	積算内訳	
(記載例: 第1号、第6号事業)				
設備費		〇〇〇		
設備費		〇〇〇	設備名 (数量) × (単価) = 金額	
工事費		〇〇〇		
本工事費		〇〇〇		
(直接工事費)		〇〇〇		
材料費		〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額	
労務費		〇〇〇		
直接経費		〇〇〇	* 工事業者、納入業者、設計事務所等からの見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号及び第6号事業に掲げる事業の区分、費目、細分、内容に準拠し記載すること。	
(間接工事費)		〇〇〇		
共通仮設費		〇〇〇		
現場管理費		〇〇〇		
一般管理費		〇〇〇		
付帯工事費		〇〇〇		
機械器具費		〇〇〇		
測量及試験費		〇〇〇	* 設計費は左記「測量及試験費」に計上し、金額を明記すること。	
			《補助対象外経費》計 _____ 円 (主要な内訳を記載のこと)	

小 計		円			
補助対象経費支出予定額内訳 (定額補助対象分)					
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
(記載例: 第1号、第6号事業)					
設備費	〇〇〇				
設備費	〇〇〇	設備名 (数量) × (単価) = 金額			
工事費	〇〇〇				
本工事費	〇〇〇				
(直接工事費)	〇〇〇				
材料費	〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額			
労務費	〇〇〇				
直接経費	〇〇〇	*工事業者、納入業者、設計事務所等からの			
(間接工事費)	〇〇〇	見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号			
共通仮設費	〇〇〇	及び第6号事業に掲げる事業の区分、費目、			
現場管理費	〇〇〇	細分、内容に準拠し記載すること。			
一般管理費	〇〇〇				
付帯工事費	〇〇〇				
機械器具費	〇〇〇				
測量及試験費	〇〇〇	*設計費は左記「測量及試験費」に計上し、			
		金額を明記すること。			
		《補助対象外経費》計 _____ 円			
		(主要な内訳を記載のこと)			
小 計		円			
購入予定の主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 予 定 時 期

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 見積書又は計算書については、工種(業務)ごとに区分し、材料費、人件費等の費目の詳細が記載されていること。

注3 第1号及び第6号事業において、太陽光発電設備又は蓄電システムを導入する場合、定額補助の対象設備が含まれることとなるため、補助対象経費支出予定額内訳は、定率補助と定額補助の対象設備を分けて記載すること。

注4 上記定率補助及び定額補助の算定にあたり、様式第1 別紙8 (太陽光発電設備算定チェックシート)、別紙9 (蓄電システム算定チェックシート)を用いて算定を行い、その記載用紙(算定結果)を経費内訳に添付のこと。

別紙4

(注Ⅱ) 注Ⅰ以外の第1号、第5号、注Ⅰ以外の第6号事業の経費については、以下の「経費内訳」を用いて記載する。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に要する経費内訳
(第 号事業)

所要経費	(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 支出予定額
	円	円	円	円
	(5) 基準額	(6) 選定額 (4) と (5) を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3) と (6) を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/● (千円未満切捨)
	円	円	円	円
補助対象経費支出予定額内訳				
経費区分・費目		金額	積算内訳	
(記載例: 第1号、第5号、第6号事業)				
設備費		〇〇〇		
設備費		〇〇〇		
工事費		〇〇〇	設備名 (数量) × (単価) = 金額	
本工事費		〇〇〇		
(直接工事費)		〇〇〇		
材料費		〇〇〇		
労務費		〇〇〇	材料名 (数量) × (単価) = 金額	
直接経費		〇〇〇		
(間接工事費)		〇〇〇	* 工事業者、納入業者、設計事務所等からの	
共通仮設費		〇〇〇	見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号、	
現場管理費		〇〇〇	第5号、第6号事業に掲げる事業の区分、費	
一般管理費		〇〇〇	目、細分、内容に準拠し記載すること。	
付帯工事費		〇〇〇		
機械器具費		〇〇〇	* 設計費は左記「測量及試験費」に計上し、	
測量及試験費		〇〇〇	金額を明記すること。	
			《補助対象外経費》計 _____ 円 (主要な内訳を記載のこと)	

合 計	円				
購入予定の主な財産の内訳（一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの）					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 予 定 時 期

注1 本内訳に、見積書又は計算書等を添付する。

注2 見積書又は計算書については、工種（業務）ごとに区分し、材料費、人件費等の費目の詳細が記載されていること。

様式第2（第6条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
変更交付申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）を下記
のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能
エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第6条の
規定により関係書類を添えて申請します。

なお、変更交付決定を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行の
適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化
に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従いま
す。

記

1 補助事業の名称
第3条第○号事業

2 補助変更申請額
(円)
円

3 変更内容

4 変更理由
(注) 具体的に記載する。

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 1の金額欄の上部に（ ）書きで当初交付決定額を記載する。
- 3 添付書類は、様式第1のそれぞれに準じて変更部分について作成することとし、別紙2については、変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付申請のあった2019年度（平成31年度）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、下記のとおり交付することを決定したので、通知する。

年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 森嶋 昭夫 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号交付申請書のとおりである。
- 2 補助基本額及び交付決定額は次のとおりである。ただし、事業の内容を変更する場合において、補助基本額又は交付決定額が変更されるときは、別に通知するところによる。
補助基本額 金 円 交付決定額 金 円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する補助金の額は、年 月 日付け 第 号交付申請書記載のとおりである。
- 4 事業内容の変更等特段の事情がない限り、交付を行う補助金の額は、この交付決定額を上限とする。
- 5 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成 年 月 日 第 号）、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成 年 月 日 第 号）及び交付規程に従わなければならない。
- 6 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は年 月 日とする。

- 7 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後において精算減額又は返還を行うこととする。

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）変更交付決定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で変更交付申請のあった令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）については、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（平成 年 月 日 第 号。以下「交付規程」という。）第7条第1項の規定により、年 月 日付け 第 号で交付決定した内容を下記のとおり変更することを決定したので通知する。

年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 森嶋 昭夫 印

記

- 1 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書のとおりである。
- 2 変更後の補助金の額は、次のとおりである。

変更前補助基本額	金	円	変更前交付決定額	金	円
変更後補助基本額	金	円	変更後交付決定額	金	円
増 減 額	金	円	増 減 額	金	円
- 3 事業に要する経費の区分ごとの配分及びこれに対応する変更後の補助金の額は、年 月 日付け 第 号変更交付申請書記載のとおりである。
- 4 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付要綱（平成 年 月 日 第 号）、再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施要領（平成 年 月 日 第 号）及び交付規程に従わなければならない。
- 5 この交付決定に対し不服があるとき、申請の取り下げをすることのできる期限は年 月 日とする。
- 6 補助事業における仕入れに係る消費税等については、交付規程第4条第2項ただし書の定めるところにより算定されている場合は、補助金の額の確定又は消費税の申告後に

において精算減額又は返還を行うこととする。

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）の計画
を下記のとおり変更したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再
生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程（以下「交付規程」という。）第
8条第三号の規定により関係書類を添えて申請します。

なお、計画変更の承認を受けて補助事業を実施する際には、補助金等に係る予算の執行
の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正
化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び交付規程の定めるところに従い
ます。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 変更の内容
- 3 変更を必要とする理由
- 4 変更が補助事業に及ぼす影響

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請すること。
- 2 事業の内容を変更する場合にあつては、様式第1の別紙1に変更後の内容を記載して添付すること。
- 3 経費の配分を変更する場合にあつては、様式第1の別紙2に変更前の金額を上段に（ ）書きし、変更後の金額を下段に記載して添付すること。

様式第6（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）を下記
のとおり中止（廃止）したいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再
生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程第8条第四号の規定により関係
書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 中止（廃止）を必要とする理由
- 3 中止（廃止）の予定年月日
- 4 中止（廃止）までに実施した事業内容
- 5 中止（廃止）が補助事業に及ぼす影響
- 6 中止（廃止）後の措置

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が申請す
ること。

2 中止（廃止）までに実施した事業の内容については、様式第1の別紙1を使用し記
載するとともに、様式第1の別紙2に交付決定額を上段に（ ）書きし、中止（廃止）
時の実施見込額を下段に記載した書類を添付すること。

様式第7（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
遅延報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）の遅延
について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・
熱自立的普及促進事業）交付規程第8条第五号の規定により下記のとおり指示を求めます。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 遅延の原因及び内容
- 3 遅延に係る金額
- 4 遅延に対して採った措置
- 5 遅延等が補助事業に及ぼす影響
- 6 補助事業の実施予定及び完了予定年月日

- 注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。
- 2 事業の進捗状況を示した工程表を、当初と変更後を対比できるように作成し添付すること。

様式第8（第8条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
遂行状況報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）の遂行
状況について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー
電気・熱自立的普及促進事業）交付規程第8条第六号の規定により下記のとおり報告しま
す。

記

補助事業の名称：第3条第○号事業

経費の区分	交付決定額(円)	実施額(円)	遂行状況
計			

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告する
こと。

様式第9(第8条関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)につい
て、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自
立的普及促進事業)交付規程第8条第十号の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 補助金額(規程第12条第1項による額の確定額)
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除
税額
金 円

注1 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告す
ること。

- 2 別紙として積算の内容を添付すること。

様式第10(第8条関係)

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助
 (再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業) 取得財産等管理台帳
 (令和2年度)

財産名 (備品等名)	規格	数量	単価 (円)	金額 (円)	取得 年月日	耐用 年数	設置又は 保管場所

注1 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程第8条第十四号に規定する処分制限額以上の財産とする。

2 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は、区分して記載すること。

3 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

様式第11 (第11条関係)

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
完了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)を完了
(中止・廃止)しましたので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生
可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程第11条第1項の規定に基づき下
記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称
第3条第○号事業
- 2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円 (年 月 日 番号)
(うち消費税及び地方消費税相当額 円)
- 3 補助事業の実施状況
別紙1 実施報告書のとおり
- 4 補助金の経費収支実績
別紙2 経費所要額精算調書のとおり
- 5 補助事業の実施期間
年 月 日 ~ 年 月 日
- 6 添付資料
(1) 完成図書(各種手続等に係る書面の写しを含む。)
(2) 写真(工程等が分かるもの)
(3) その他参考資料(領収書等含む。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が報告すること。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施報告書
(第1号事業用)

事業名	* 事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。				
事業実施の 団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)				
事業実施の 担当者	事業実施の代表者*				
	* 申請書頭紙の代表者名と同一であること。				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
	事業実施の担当者(事業の窓口となる方)*				
	* 事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)				
	氏名	事業者名・役職名		所在地	
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる 実施場所	* 実際に補助事業を行う場所(所在地及び施設名称を記載)				
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者			
		氏名	役職名	電話 FAX 番号	E-mail アドレス
<設備導入の区分>					
【事業の分類】					
* 以下の設備導入(a~c)のうち、本事業に該当する設備導入にチェックする(複数可)。					
<input type="checkbox"/> a 再生可能エネルギー発電設備導入					
<input type="checkbox"/> b 再生可能エネルギー熱利用設備導入					
<input type="checkbox"/> c 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入					
<事業の内容>					

【1. 設備の導入に関する事項】

(①事業成果)

*今年度の成果を記載する（導入設備の種類、能力、仕様、設計状況、運用状況、設置位置図、設備調達先及び調達方法を記載）。

*導入設備の規模、用途、場所を明記し、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載すること。

(②事業実施場所の地図)

*市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること（縮尺も明示すること）。

【2. 再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題に関する事項】

(①課題の概要)

*導入設備等について、これまで導入の妨げとなっていた自然的社会的条件に応じた課題の概要にチェックや記載する（複数可）。

- 安価・安定的な原材料確保 (①)
- 適地の減少とこれに伴うコスト上昇 (②)
- コスト情報及びデータ情報の不足 (③)
- 周辺住民や関係者等への理解醸成が必要 (④)
- 認知度不足 (⑤)
- 系統連系の制限 (⑥)
- その他の課題 (⑦) (*具体的な内容を記載すること。)

(②課題への対応の計画概要)

*①でチェックや記載した課題に対し、交付申請時に計画した対応内容を記載する。

- 生産・利用一貫体制の構築、路網整備の推進 ()
- 公共施設への率先導入、公用地の提供(譲渡・貸し出し等) ()
- コスト情報、ポテンシャルマップや運用計測データ等の構築及び公表による情報発信 ()
- 地域の関係者による協議会の設置等による勉強会や普及促進活動、地方公共団体による補助金等の支援 ()
- 地域の住民や関係者等に対し説明会等を行う ()
- 独自送電網の整備を行う ()
- その他の課題への対応 () (*具体的な内容)

計画時点での具体的対応(チェックした課題への対応について、課題毎の具体的な内容)

(③課題への対応の概要)

*申請者等が設備導入に至るまでに行った、課題への対応内容を記載する。

(必要に応じ、課題対応から設備導入までのプロセスを図示する。)



<CO2削減効果>

【1. 事業による直接効果 (CO2削減量)】

*事業の完了時において、申請時の実施計画書【CO2削減効果の算定根拠】により算定した直接のCO2削減効果(削減量)を記載する。本削減量は第16条第1項の環境省への報告の素となるデータとなるため、留意すること。

【2. 事業終了後のCO2削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の3年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備におけるCO2削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注) 上記【2. 及び3.】のCO2削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙7を頭紙として添付し提出のこと。

【3. 費用対効果】

*申請時の実施計画書に記載した費用対効果について、実績報告時点の結果を記載する。

	補助対象経費支出予定 額(設備別) [円] A*	年間CO2削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数C*	CO2削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					
設備③					

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

*別紙2経費所要額精算調書の補助対象経費実支出額を用いる。

*複数年度事業の場合、各設備別に上記A欄の金額を複数年全体の補助対象経費額(=補助対象経費実支出額+後年度負担額)に置き換えて算定すること。算定に関する算定根拠資料を添付すること。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

*事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】申請者が地方公共団体以外である場合に記載。

*地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2削減効果計測体制】

*事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

- ・補助金
- ・借入金（調達先・調達額）
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

*当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

*許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する。
該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

*該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【4. 設備の管理責任者】

*導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画の策定状況等】

*下記記載事項については、別紙2 推薦書又は別紙3 プロジェクト概要書より転記すること。

(申請者が地方公共団体の場合)

*位置づけ対象とする実行計画名を明記する（事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記）。

*実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第21条に掲げる要件を全て満たしていること及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

(申請者が地方公共団体以外の場合)

*位置づけ対象である実行計画名を明記する。

*実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が地方公共団体の策定した他の計画（〇〇市総合計画など）に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。
*特になければ「無」と記載する。

【6. 国の環境モデル都市等への選定状況】

<事業実施スケジュール及び補助金所要額>

【事業の実施スケジュール】

*事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。また、後年度負担額も参考記載する。

【補助金所要額】

*初年度からの補助金額（実績及び所要額）について、年度別に記載する。

(記載例)

(単位：円)

	年度		2019(R1)	2020(R2)
			年度(実績)	年度(所要額)
補助 対象 経費	設備①	設備費		
		工事費		
	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金額(実績、所要額)				

注1 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

別紙1

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施報告書
(第5号事業用)

事業名	*事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。			
事業実施の 団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)			
事業実施の 担当者	事業実施の代表者*			
	*申請書頭紙の代表者名と同一であること。			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方) *			
	*事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス		
事業の主たる 実施場所	*実際に補助事業を行う場所 (所在地及び施設名称を記載)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話 FAX 番号
<事業の内容>				
<p>【1. 熱導管等の導入に関する事項】</p> <p>(①事業成果)</p> <p>*今年度の事業成果を記載する (導入設備の仕様、設計状況、運用状況、設置位置図、設備調達先及び調達方法等を記載)。</p> <p>*導入設備の規模、用途、場所を明記し、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載すること。</p> <p>(②事業実施場所の地図)</p> <p>*市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること (縮尺も明示すること)。</p>				

<CO2 削減効果>

【1. 事業による直接効果 (CO2 削減量)】

*事業の完了時において、申請時の実施計画書【CO2 削減効果の算定根拠】により算定した直接のCO2 削減効果(削減量)を記載する。本削減量は第16条第1項の環境省への報告の基となるデータとなるため、留意すること。

【2. 事業終了後のCO2 削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の3年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2 削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備におけるCO2 削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注)上記【2. 及び3.】のCO2 削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙7 CO2 削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙7を頭紙として添付し提出のこと。

【3. 費用対効果】

*申請時の実施計画書に記載した費用対効果について、実績報告時点の結果を記載する。

	補助対象経費支出予定 額(設備別) [円] A	年間CO2 削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数C*	CO2 削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					
設備③					

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

*別紙2経費所要額精算調書の補助対象経費実支出額を用いる。

*複数年度事業の場合、各設備別に上記A欄の金額を複数年全体の補助対象経費額(=補助対象経費実支出額+後年度負担額)に置き換えて算定すること。算定に関する算定根拠資料を添付すること。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

*事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】申請者が地方公共団体以外である場合に記載。

*地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2 削減効果計測体制】

*事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2 削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

- ・補助金
- ・借入金(調達先・調達額)
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

*当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

*許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する。

該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

*該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【4. 設備の管理責任者】

*導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画の策定状況等】

*下記記載事項については、別紙2推薦書又は別紙3プロジェクト概要書より転記すること。

(申請者が地方公共団体の場合)

*位置づけ対象とする実行計画名を明記する(事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記)。

*実行計画の策定状況(平成〇年〇月に策定済み)及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期:平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期:平成〇年度を記載する(検討中であることを示す補足資料を添付する)。

*実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画が地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条に掲げる要件を全て満たしていること及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

(申請者が地方公共団体以外の場合)

*位置づけ対象である実行計画名を明記する。

*実行計画の策定状況(平成〇年〇月に策定済み)及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期:平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期:平成〇年度を記載する(検討中であることを示す補足資料を添付する)。

*実行計画が策定されていない又は策定されているが位置づけられた施策に基づく事業でない場合であっても、申請する事業が地方公共団体の策定した他の計画(〇〇市総合計画など)に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名、当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

*特になければ「無」と記載する。

【6. 国の環境モデル都市等への選定状況】

<事業実施スケジュール及び補助金所要額>

【事業の実施スケジュール】

*事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。

【補助金所要額】

*初年度からの補助金額(実績及び所要額)について、年度別に記載する。

(記載例)

(単位:円)

	年度	2019(R1)	2020(R2)
		年度(実績)	年度(所要額)
補助対象	設備①	設備費	
		工事費	

経費	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金額(実績、所要額)				

注1 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業実施報告書
(第6号事業用)

事業名	*事業内容が表される固有の事業名を簡潔に記載すること。			
事業実施の 団体名	* (共同事業者があるときは代表事業者)			
事業実施の 担当者	事業実施の代表者*			
	*申請書頭紙の代表者名と同一であること。			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
	事業実施の担当者 (事業の窓口となる方) *			
	*事業実施の代表者と同じ法人の所属であること。(社外のコンサルタント等は不可)			
	氏名	事業者名・役職名		所在地
	電話番号	FAX 番号	E-mail アドレス	
事業の主たる 実施場所	*実際に補助事業を行う場所 (所在地及び施設名称を記載)			
共同事業者 (あれば)	団体等の名称	事業実施責任者		
		氏名	役職名	電話 FAX 番号
<設備導入の区分>				
<p>*以下の設備導入(a~c)のうち、本事業に該当する設備導入にチェックする。</p> <input type="checkbox"/> a 再生可能エネルギー発電設備導入 <input type="checkbox"/> b 再生可能エネルギー熱利用設備導入 <input type="checkbox"/> c 再生可能エネルギー発電・熱利用設備導入				
<事業の内容>				
<p>【1. 設備の導入に関する事項】</p> <p>(①事業成果)</p> <p>*今年度の事業成果を記載する (導入設備の種類、能力、仕様、設計状況、運用状況、設置位置図、設備調達先及び調達方法等を記載)。</p> <p>*導入設備の規模、用途、場所を明記し、設備等の規模が合理的かつ妥当であることを明確に記載すること。</p>				

(②事業実施場所の地図)

*市区町村域内における事業実施位置が分かる地図を挿入すること。複数設備の導入の場合もできる限り1枚の地図におさめること(縮尺も明示すること)。

【2. 再生可能エネルギー設備等の導入の妨げとなっている課題に関する事項】

(①課題の概要)

*導入設備等について、これまで導入の妨げとなっていた自然的社会的条件に応じた課題の概要をチェック、記載する(複数可)。

- 系統電力からの買電と比較した場合の自家消費型再生可能エネルギー設備導入のコスト (①)
- 変動する再生可能エネルギー発電電力の最適な活用 (②)
- 再生可能エネルギー設備導入に対しハードルとなる既存の社内基準等の見直し (③)
- 周辺住民や関係者等への理解醸成が必要 (④)
- 騒音等の公害が生じる懸念 (⑤)
- 系統連系の制限 (⑥)
- その他の課題 (⑦) (*具体的な内容を記載すること。)

(②課題への対応の計画概要)

*①でチェックや記載した課題に対し、交付申請時に計画した対応内容を記載する。

- 蓄電池やエネルギーマネジメントシステム(EMS)等による再エネ電力の最適化を図る()
- 社内の再生可能エネルギー取組基準等を変更する()
- 地域の住民や関係者等に対し説明会等を行う()
- 独自送電網の整備を行う()
- その他の課題への対応()(*具体的な内容)

計画時点での具体的対応(チェックした課題への対応について、課題毎の具体的な内容)



(③課題への対応の概要)

*申請者等が設備導入に至るまでに行った、課題への対応内容を記載する。
(必要に応じ、課題対応から設備導入までのプロセスを図示する。)



<CO2 削減効果>

【1. 事業による直接効果 (CO2 削減量)】

*事業の完了時において、申請時の実施計画書【CO2 削減効果の算定根拠】により算定した直接のCO2 削減効果(削減量)を記載する。本削減量は第16条第1項の環境省への報告の基となるデータとなるため、留意すること。

【2. 事業終了後のCO2 削減効果計測方法】

*補助事業の完了の日に属する年度の終了後の3年間の期間に亘り、環境大臣に対し、CO2 削減効果等に関する報告を年度毎に行う必要がある。導入後設備におけるCO2 削減効果量をどのように計測するか等を具体的に記載し、必要に応じて根拠資料を添付すること。なお、削減効果量の算定は、推計値ではなく実測値で行うこと。

(注) 上記【2. 及び3.】のCO2 削減効果の算定方法及び計測方法の各根拠資料の添付に当たり、「別紙7 CO2 削減効果の算定方法及び計測方法概要」欄に必要事項を記載の上、別紙7を頭紙として添付し提出のこと。

【3. 費用対効果】

*申請時の実施計画書に記載した費用対効果について、実績報告時点の結果を記載する。

	補助対象経費支出予定 額(設備別) [円] A	年間 CO2 削減量 [t-CO2/年] B	耐用年数C*	CO2 削減量[t-CO2] D (B×C)	費用対効果 A/D [円/t-CO2]
設備①					
設備②					
設備③					

*国税庁の法定耐用年数表より、各設備について該当する数値を用いる。

*別紙2 経費所要額精算調書の補助対象経費実支出額を用いる。

*複数年度事業の場合、各設備別に上記A欄の金額を複数年全体の補助対象経費額(=補助対象経費実支出額+後年度負担額)に置き換えて算定すること。算定に関する算定根拠資料を添付すること。

<事業の実施体制>

【1. 事業の実施体制】

*事業の実施体制及び事業者内の事業進捗管理や経理等の体制を含め記載する。

【2. 地方公共団体との連携状況・連携体制】 太陽光発電設備の導入事業以外で該当する場合に記載。

*地方公共団体と連携体制を構築している(予定含む)ことについて、その概要を記載する。

【3. 事業終了後の維持管理体制及びCO2 削減効果計測体制】

*事業終了後における設備の保守点検管理を含めた維持管理体制及びCO2 削減効果計測体制について記載する。

<資金計画>

- ・補助金
- ・借入金(調達先・調達額)
- ・自己資金

<事業実施に関連するその他の事項>

【1. 他の補助金との関係】

*当該補助金以外の国の補助金等への応募状況等を記載する。該当がない場合は「該当なし」と記載する。

【2. 許認可、権利関係等事業実施の前提となる事項に関する進捗状況について】

*許認可、権利関係等関係者間の調整が必要となる事項などの進捗状況について記載する。
該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【3. 環境等への影響に関する事項】

*該当が無い場合は、「該当なし」と記載する。

【4. 設備の管理責任者】

*導入する設備の管理を行う者を記載する。

【5. 地方公共団体実行計画又は再生可能エネルギー計画の策定状況等】

太陽光発電設備の導入事業以外で該当する場合に記載。

*特になければ「無」と記載する。

*事業が地方公共団体実行計画の施策に位置付けられている場合

- ・位置づけ対象とする実行計画名を明記する（事務事業編、区域施策編、実行計画以外の区別を明記）。
- ・実行計画の策定状況（平成〇年〇月に策定済み）及び実行計画に位置づけられた施策と本事業の位置づけを記載し、実行計画の該当箇所を添付する。策定に向けて検討中の場合は、策定予定時期：平成〇年度を記載する。位置づけに向けて検討中の場合は、策定/改訂予定時期：平成〇年度を記載する（検討中であることを示す補足資料を添付する）。

*実行計画以外の計画に位置づけられた施策に基づく事業である場合は、当該計画名及び当該計画と本事業の位置づけを記載し、当該計画の該当箇所を添付する。

*上記記載事項については、別紙2 推薦書より転記すること。

【6. 国の環境モデル都市等への選定状況】

<事業実施スケジュール及び補助金所要額>

【事業の実施スケジュール】

*事業の実施スケジュールを記入する。事業期間が複数年度に亘る場合には、全工程を含めた実施スケジュールとし、事業内容と照らし合わせ、何をどこまで実施したのかが明らかに分かるように記入する。

【補助金所要額】

*初年度からの補助金額（実績及び所要額）について、年度別に記載する。

(記載例)

(単位：円)

		年度	2019 (R1) 年度(実績)	2020 (R2) 年度(所要額)
補助 対象 経費	設備①	設備費		
		工事費		
	設備②	設備費		
		工事費		
	合計			
補助金額(実績、所要額)				



注1 交付申請時の実施計画書に添付した書類に変更がある場合、本報告書に変更後の書類を添付する。

注2 記載欄が少ない場合は、適宜行を追加して使用する。

注3 経済産業省において所管していた「地域の特性を活かしたエネルギーの地産地消促進事業費補助金（再生可能エネルギー熱事業者支援事業）」から継続して実施する申請者は、執行団体の確認を得た上で、記載内容の一部を省略することができる。

別紙2

(注I) 第1号及び第6号事業に係る「太陽光発電設備」、「蓄電システム(単独申請不可)」の経費については、以下の「経費内訳」を用いて記載する。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に要する経費所要額精算調書
(第 号事業)

1. 経費実績額

(1)総事業費	(2)寄付金その他の収入	(3)差引額 (1)－(2)	(4-1)補助対象経費実支出額 (定率補助対象分)	(4-2)補助対象経費実支出額 (定額補助対象分)
円	円	円	円	円
(4)補助対象経費 実支出額 合計 (4-1)＋(4-2)	(5)基準額	(6)選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7)補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8-1)補助金所要額 (定率補助額) (小数点以下切捨)
円	円	円	円	円
(8-2)補助金所要額 (定額補助額) (小数点以下切捨)	(8)補助金所要額 合計 (8-1)＋(8-2) (千円未満切捨)	(9)補助金交付 決定額	(10)過不足額 (9)－(8)	
円	円	円	円	

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(定率補助対象分) (記載例: 第1号、第6号事業)		
設備費	○○○	
設備費	○○○	設備名 (数量) × (単価) = 金額
工事費	○○○	
本工事費	○○○	
(直接工事費)	○○○	
材料費	○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額
労務費	○○○	
直接経費	○○○	* 工事業者、納入業者、設計事務所等からの見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号及び第6号事業に掲げる事業の区分、費目、細分、内容に準拠し記載すること。
(間接工事費)	○○○	
共通仮設費	○○○	
現場管理費	○○○	
一般管理費	○○○	
付帯工事費	○○○	
機械器具費	○○○	
測量及試験費	○○○	* 設計費は左記「測量及試験費」に計上し、金額を明記すること。

		《補助対象外経費》計 _____ 円 (主要な内訳を記載のこと)			
小 計	円				
経費区分・費目	金 額	積 算 内 訳			
(定額補助対象分) (記載例: 第1号、第6号事業) 設備費 設備費 工事費 本工事費 (直接工事費) 材料費 労務費 直接経費 (間接工事費) 共通仮設費 現場管理費 一般管理費 付帯工事費 機械器具費 測量及試験費	○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○ ○○○	設備名 (数量) × (単価) = 金額 材料名 (数量) × (単価) = 金額 * 工事業者、納入業者、設計事務所等からの見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号及び第6号事業に掲げる事業の区分、費目、細分、内容に準拠し記載すること。 * 設計費は左記「測量及試験費」に計上し、金額を明記すること。 《補助対象外経費》計 _____ 円 (主要な内訳を記載のこと)			
小 計	円				
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)					
名 称	仕 様	数 量	単 価	金 額	購 入 時 期

注1 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

注2 第1号及び第6号事業において、太陽光発電設備又は蓄電システムを導入する場合、定額補助の対象設備が含まれることとなるため、補助対象経費支出予定額内訳は、定率補助と定額補助の対象設備を分けて記載すること。

注3 上記定率補助及び定額補助の算定にあたり、様式第1 別紙8 (太陽光発電設備算定チェックシート)、別紙9 (蓄電システム算定チェックシート) を用いて算定を行い、その記載用紙 (算定結果) を経費内訳に添付のこと。

別紙2

(注II) 注I以外の第1号、第5号、注I以外の第6号事業の経費については、以下の「経費内訳」を用いて記載する。

再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業に要する経費所要額精算調書
(第 号事業)

1. 経費実績額

(1) 総事業費	(2) 寄付金その他の収入	(3) 差引額 (1) - (2)	(4) 補助対象経費 実支出額	(5) 基準額
円	円	円	円	円
(6) 選定額 (4)と(5)を比較して少ない方の額	(7) 補助基本額 (3)と(6)を比較して少ない方の額	(8) 補助金所要額 (7) × ●/● (千円未満切捨)	(9) 補助金交付決定額	(10) 過不足額 (9) - (8)
円	円	円	円	円

2. 補助対象経費実支出額内訳

経費区分・費目	金額	積算内訳
(記載例: 第1号、第5号、第6号事業)		
設備費	○○○	
設備費	○○○	設備名 (数量) × (単価) = 金額
工事費	○○○	
本工事費	○○○	
(直接工事費)	○○○	
材料費	○○○	材料名 (数量) × (単価) = 金額
労務費	○○○	
直接経費	○○○	* 工事業者、納入業者、設計事務所等からの
(間接工事費)	○○○	見積書の内訳を交付規程別表第2の第1号、
共通仮設費	○○○	第5号、第6号事業に掲げる事業の区分、費
現場管理費	○○○	目、細分、内容に準拠し記載すること。
一般管理費	○○○	
付帯工事費	○○○	
機械器具費	○○○	* 設計費は左記「測量及試験費」に計上し、
測量及試験費	○○○	金額を明記すること。
		《補助対象外経費》計 _____ 円 (主要な内訳を記載のこと)
合 計	円	
購入した主な財産の内訳 (一品、一組又は一式の価格が50万円以上のもの)		
名 称	仕様	数量 単 価 金 額 購入時期

--	--	--	--	--	--

注 本調書に、請求書、領収書又は計算書等を添付する。

様式第12（第11条関係）

番 号
年 月 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）
年度終了実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金（再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）の令和
2年度における実績について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再生
可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業）交付規程第11条第2項の規定に基づき下
記のとおり報告します。

記

1 補助事業の名称
第3条第○号事業

2 補助金の交付決定額及び交付決定年月日
金 円（ 年 月 日 番号）
（うち消費税及び地方消費税相当額 円）

3 補助事業の実施状況

* 交付規程第8条第五号の規定に基づき執行団体の指示を受けた場合は、翌会計年度に
行う補助事業に関する計画を含む。

4 補助金の経費所要額実績
別紙のとおり

経費所要額実績

(単位：円)

交付決定の内容		年度内遂行実績		翌年度繰越額	
(1)補助事業に 要する経費	(2)交付決定額	(3)事業費 支払実績額	(4)補助金 受入額	(5)補助事業に 要する経費 (1) - (3)	(6)補助金 所要額 (2) - (4)

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
交付額確定通知書

補助事業者

年 月 日付け 第 号で交付決定した二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)については、年 月 日付けの完了実績報告書に基づき、下記のとおり交付額を確定したので、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程(平成 年 月 日付け 第 号。以下「交付規程」という。)第12条第1項の規定により通知する。

記

確 定 額 金 円

年 月 日

公益財団法人日本環境協会 理事長 森 嶋 昭 夫 印

(超過交付額が生じた場合)

なお、超過交付となった金 円については、交付規程第12条第2項及び第3項の規定により 年 月 日までに返還することを命ずる。

様式第14 (第13条関係)

番 年 月 号 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
精算(概算)払請求書

年 月 日付け 第 号で交付額確定(交付決定)の通知を受けた二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)の精算払(概算払)を受けたいので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程第13条第2項の規定に基づき下記のとおり請求します。

記

1 補助事業の名称
第3条第○号事業

2 請求金額 金 円

3 請求金額の内訳
(概算払の場合)

(単位:円)

経費区分	交付決定額 ①	支出費用状況			概算払 受領済額 ⑤	差引請求額 ④-⑤
		実績額 ②	見込額 ③	合計 ④=②+③		
計						

(精算払の場合)

(単位:円)

交付決定額	確定額 ①	概算払受領済額 ②	差引請求額 ①-②

4 振込先の金融機関、その支店名、預金の種別、口座番号及び名義

5 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)

注 規程第3条第3項の規定に基づき共同で交付申請した場合は、代表事業者が請求すること。

番 年 月 号 日

公益財団法人日本環境協会
理事長 森 嶋 昭 夫 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名

印

令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)に係る
翌年度補助事業開始承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた二酸化炭素
排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)のうち、
翌年度における補助事業について、翌年度の交付決定の日の前日までの間において当該事
業を開始する必要があるので、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生
可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)交付規程第15条の規定に基づき下記のと
おり申請します。

記

1. 補助事業の概要
 - (1) 補助事業の名称
 - (2) 補助事業の概要
 - (3) 翌年度における補助事業の概要
2. 翌年度の交付決定の日の前日までの間において、翌年度における補助事業を開始する
必要性
3. 参考資料

環 境 大 臣 殿

補助事業者 住 所
氏名又は名称
代表者の職・氏名 印

年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業)
年度事業報告書(第1号、第5号及び第6号事業用)

年 月 日付け日環協第 号で交付決定の通知を受けた 年度
二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事
業)について、令和2年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(再生可能エネルギー
電気・熱自立的普及促進事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき下記のとおり報告
します。

記

1 補助事業の名称

- ・第3条第○号事業
- ・事業実施報告書の事業名を記載
- ・複数年度事業の場合、「○ヶ年目の事業報告書」である旨を明記

2 補助事業の実績

【導入設備の使用により発生する以下の事項のうち、導入設備に対応する事項のみ記
入する。】

- ① 導入設備の稼働時間
- ② 設備導入による化石燃料由来のエネルギー消費削減量
- ③ 発電電力量
- ④ 売電があった場合、その売電量と収益納付額の算定結果
- ⑤ 供給熱量
- ⑥ 利用熱量
- ⑦ 温泉又は排湯温泉の使用量
- ⑧ 温泉に付随する可燃性天然ガスの使用量
- ⑨ 排熱利用量
- ⑩ モニタリング機器により取得したデータ(事業実施によりモニタリング機器
によって取得された記録データは、測定日時と測定項目の判別出来るエク

セル形式とし、電子媒体（DVD-R等）にて提出すること。地中熱利用設備導入事業に限る）

- ⑪ バイオマス事業で発生する処理残渣の処理（再利用）方法及び量
- ⑫ バイオマス依存率計算書及びバイオマス依存率などを裏付ける根拠資料（別紙1参照）（バイオマスのみ）
- ⑬ 利用状況報告書及び設備の稼働状況等に関する記載内容を裏付ける根拠資料（別紙2参照）（バイオマスのみ）
- ⑭ 蓄電池、蓄熱設備導入により新たに自家消費できる再生可能エネルギー発電量または熱量

3 事業実施による二酸化炭素排出削減効果について

- (1) 年度二酸化炭素排出削減量
（実績値と完了実績報告書に記載された二酸化炭素削減量（目標値）を比較）
- (2) 完了実績報告書に記載された二酸化炭素排出削減量（目標値）に達しなかった場合の原因

4 事業の波及性について

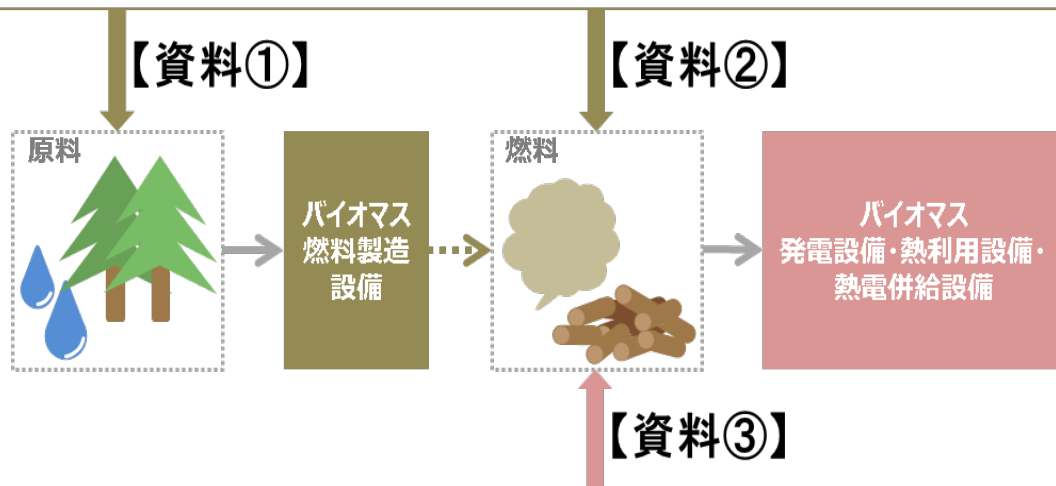
*実施した事業に関する積極的な公表・公開、情報発信の内容及び方法について具体的に記載する。

5 その他（第1号事業を実施した地方公共団体のみ記載すること）

*交付申請時において地方公共団体実行計画が「策定に向けて検討中」であった場合、現在の策定状況（見込みを含む）を記載する。

バイオマス燃料製造設備を導入した場合

「使用する原料のバイオマス依存率の計算根拠がわかる資料(資料①)」
「製造した燃料が要件を満たしていることがわかる資料(資料②)」
を提出してください。



「使用する燃料のバイオマス依存率の計算根拠がわかる資料(資料③)」
を提出してください。

バイオマス発電設備・熱用設備・熱電併給設備を導入した場合

※資料①～③の例は別紙 1 - 2 ～ 4 をご確認ください。

バイオマス燃料製造設備を導入した場合

(別紙1-2)

【資料①の例】 使用する原料のバイオマス依存率の計算根拠がわかる資料

原料を自社で調達する場合

1) バイオマス依存率計算書

バイオマス依存率計算書 (バイオマス燃料製造)

種類	構成比 %	バイオマス									
		低バイオマス (原料) 低発熱量 MJ/kg	中バイオマス (原料) 低発熱量 MJ/kg	高バイオマス (原料) 低発熱量 MJ/kg							
乳製品	0										
珈琲	0										
果物	0										
非バイオマス	0										
排水	0										
家畜糞尿	0										
食品残渣	0										
おがくず	0										
紙くず	0										
木片	100	5	15	20							
木屑	0										
チップ	0										
コンポスト	0										
堆肥	0										
有機質肥料	0										
混合肥料	0										
肥料	0										
石灰	0										
石膏	0										
石膏板	0										
石膏粉	0										
石膏塊	0										
石膏粒	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0										
石膏粉	0										
石膏粒	0										
石膏塊	0				</						

【資料②の例】 製造した燃料が要件を満たしていることがわかる資料

1) 1日毎の製造量がわかる資料 (稼働実績ログ、操業日誌 等)

計測データ (時間、製造量、低位発熱量) がわかる資料を提出してください。

※提出データの形式は、csv (Excel) 又はPDFでご提出ください。

※計測機器から出力されるデータの場合は加工せずに提出してください。

(計測データがわかりにくい場合は、別途説明資料を提出してください。)

1年分の計測データ

[2019年3月]

番号 NO.	日時 Time	原料供給量 l/min	製造量 Nm ³
243456	2019/3/1 0:00				0.00	0.00
243457	2019/3/1 0:01				0.00	0.00
243458	2019/3/1 0:02				0.00	0.00
243459	2019/3/1 0:03				0.00	0.00
243460	2019/3/1 0:04				0.00	0.00
243461	2019/3/1 0:05				0.00	0.00
243462	2019/3/1 0:06				0.00	0.00
243463	2019/3/1 0:07				0.00	0.00
243464	2019/3/1 0:08				0.00	0.00
243465	2019/3/1 0:09				0.00	0.00
243466	2019/3/1 0:10				0.00	0.00
19/3/31 23:50					0.00	0.00
19/3/31 23:51					0.00	0.00
19/3/31 23:52					0.00	0.00
19/3/31 23:53					0.00	0.00
19/3/31 23:54					0.00	0.00
19/3/31 23:55					0.00	0.00
19/3/31 23:56					0.00	0.00
19/3/31 23:57					0.00	0.00
19/3/31 23:58					0.00	0.00
19/3/31 23:59					0.00	0.00

[2018年4月]

番号 NO.	日時 Time	原料供給量 l/min	製造量 Nm ³
123456	2018/4/1 0:00				0.00	0.00
123457	2018/4/1 0:01				0.00	0.00
123458	2018/4/1 0:02				0.00	0.00
123459	2018/4/1 0:03				0.00	0.00
123460	2018/4/1 0:04				0.00	0.00
123461	2018/4/1 0:05				0.00	0.00
123462	2018/4/1 0:06				0.00	0.00
123463	2018/4/1 0:07				0.00	0.00
123464	2018/4/1 0:08				0.00	0.00
123465	2018/4/1 0:09				0.00	0.00
123466	2018/4/1 0:10				0.00	0.00
166646	2018/4/30 23:50				0.00	0.00
166647	2018/4/30 23:51				0.00	0.00
166648	2018/4/30 23:52				0.00	0.00
166649	2018/4/30 23:53				0.00	0.00
166650	2018/4/30 23:54				0.00	0.00
166651	2018/4/30 23:55				0.00	0.00
166652	2018/4/30 23:56				0.00	0.00
166653	2018/4/30 23:57				0.00	0.00
166654	2018/4/30 23:58				0.00	0.00
166655	2018/4/30 23:59				0.00	0.00

2) 製造した燃料の低位発熱量を客観的に証明できる資料

(第三者機関による検査報告書、分析結果 等)

分析結果報告書																							
第890123号 平成30年〇月〇日																							
株式会社〇×環境建設 殿																							
環境共創調査株式会社 代表取締役 環境 一郎 計量証明事業〇〇県登録第環境〇号																							
貴依頼による試料の分析を下記のとおり報告致します。																							
1. 試料名	パーク																						
2. 受付日	平成30年〇月〇日																						
3. 分析項目	水分、灰分、可燃分、低位発熱量																						
4. 試料採取者	株式会社〇×環境建設																						
5. 採取条件	[天候]-	[気温]-	[水温]-																				
6. 分析結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析項目</th> <th>分析結果</th> <th>単位</th> <th>分析方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水 分</td> <td>〇〇</td> <td>%</td> <td>JIS-.....</td> </tr> <tr> <td>灰 分</td> <td>〇〇</td> <td>%</td> <td>JIS-.....</td> </tr> <tr> <td>可 燃 分</td> <td>〇〇</td> <td>%</td> <td>JIS-.....</td> </tr> <tr> <td>低位発熱量</td> <td>〇〇</td> <td>MJ/kg</td> <td>JIS-.....</td> </tr> </tbody> </table>			分析項目	分析結果	単位	分析方法	水 分	〇〇	%	JIS-.....	灰 分	〇〇	%	JIS-.....	可 燃 分	〇〇	%	JIS-.....	低位発熱量	〇〇	MJ/kg	JIS-.....
分析項目	分析結果	単位	分析方法																				
水 分	〇〇	%	JIS-.....																				
灰 分	〇〇	%	JIS-.....																				
可 燃 分	〇〇	%	JIS-.....																				
低位発熱量	〇〇	MJ/kg	JIS-.....																				

検査報告書														
第789123号 平成30年〇月〇日														
株式会社〇×環境建設 殿														
環境共創調査株式会社 代表取締役 環境 一郎 計量証明事業〇〇県登録第環境〇号														
貴依頼による検査を下記のとおり報告致します。														
1. 測定項目	メタン発酵設備ガス中の成分濃度													
2. 採取場所	廃液処理													
3. 気象条件	i) 採取日時 平成30年〇月〇日 ii) 気 候 晴 iii) 気 温 25℃													
4. 測定結果	<table border="1"> <thead> <tr> <th>測定項目</th> <th>濃度</th> <th>発熱量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>メタン</td> <td>〇〇%</td> <td>〇〇MJ/Nm³</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素</td> <td>〇〇%</td> <td>〇〇MJ/Nm³</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>〇〇%</td> <td>〇〇MJ/Nm³</td> </tr> </tbody> </table>		測定項目	濃度	発熱量	メタン	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³	二酸化炭素	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³	合計	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³
測定項目	濃度	発熱量												
メタン	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
二酸化炭素	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
合計	〇〇%	〇〇MJ/Nm ³												
5. 測定方法	〇〇〇〇													

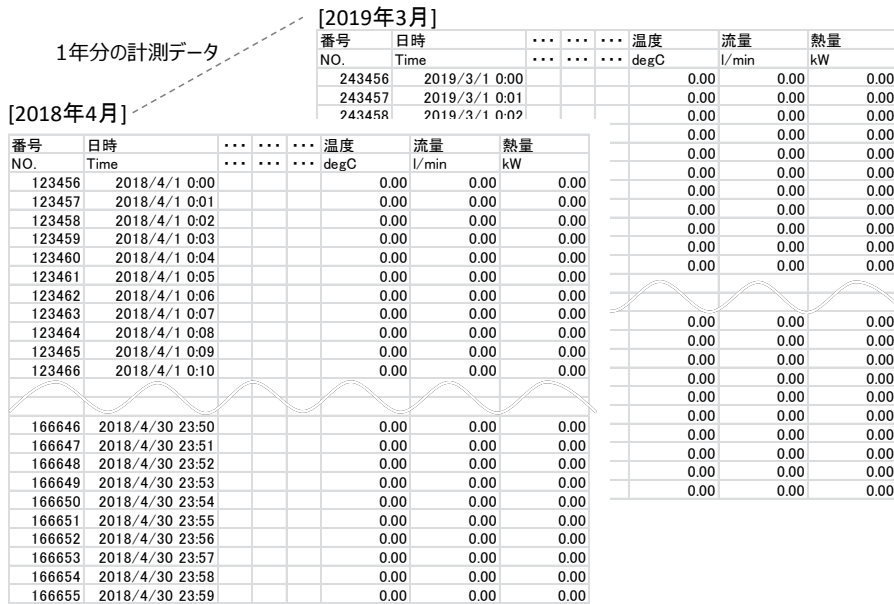
【2】 利用状況報告書を提出する全ての事業者

利用状況報告を行う対象期間について、計測機器から出力される計測データ（時間、温度、流量、熱量がわかるもの。バイオマス燃料製造設備については時間、製造量、低位発熱量がわかるもの。）を加工せずに提出してください。

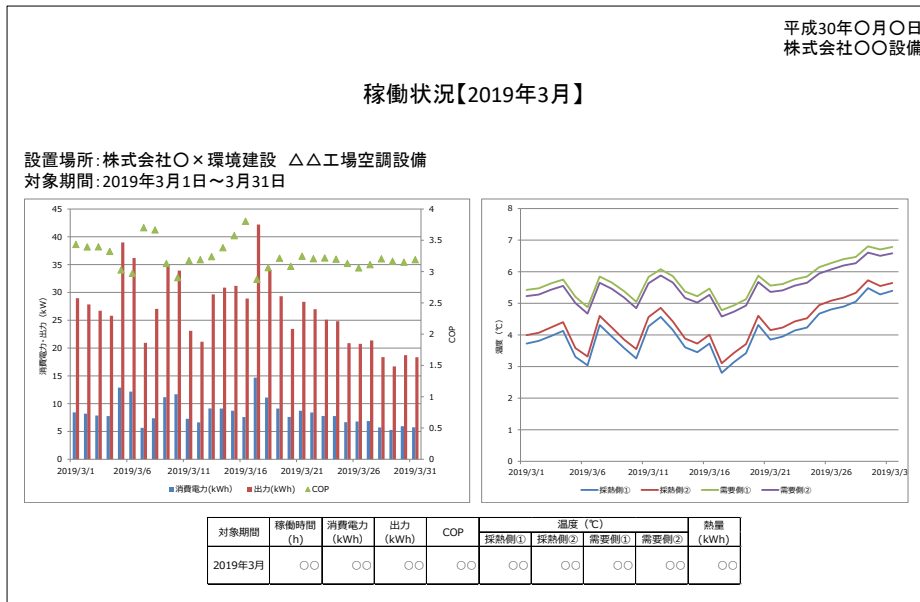
提出データの形式は以下のいずれかで提出してください。

- ・ csv (Excel)
- ・ PDF

【例】 CSVデータ



【例】 計測システムから出力されるデータ



※バイオマス燃料製造設備は、【資料②】にて稼働状況等が確認できる場合は省略可。

1. 事業概要									
① 実施主体	〇〇市			② 実施場所	〇〇庁舎（〇〇県〇〇市）				
③ 事業名称	〇〇〇導入事業			④ 実施期間	平成〇年度～令和〇年度	⑤ CO ₂ 削減効果（見込）	t-CO ₂ /年		
⑥ 導入設備	1. 〇〇発電設備 〇kW 2. 〇〇発電設備 〇kW 3. 〇〇発電設備 〇kW		1. 〇〇発電設備		2. 〇〇発電設備		3. 〇〇発電設備		
⑦ 総事業費	千円	⑧ 補助金所要額	平成〇年度 令和〇年度	千円 千円	⑨ 年間のランニングコスト（見込み）	人件費： 借地料：	千円、 千円	維持管理費	千円、 千円
⑩ 事業内容	1. 再エネ普及・拡大の妨げとなっている課題について 2. 課題への適切な対応の内容について				事業の内容を図(イメージ図)で表す。 なお、課題への対応等を盛り込むこと。				

注：本資料については、環境省において予算要求等に使用することがある。

様式第1 別紙6 歳入歳出予算（見込）書抄本（地方公共団体用）

令和 年度歳入歳出予算（見込）書抄本

（単位：円）

（歳 入）		（歳 出）		備 考
事 項	金 額	事 項	金 額	
（款）		（款）		
（項）		（項）		
（目）		（目）		
（節）		（節）		
合 計		合 計		

様式第1 別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要：

【再生可能エネルギー設備導入用（一般用）】

1. CO2削減効果の算定方法概要

A 設備導入前（従来システム）のCO2年間排出量

・設備導入前（従来システム）におけるCO2排出量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する（新規システムの比較対象となる従来システムについては仮想想定ベースでも可）。

・従来システムによるエネルギー種別年間使用量×CO2排出係数＝CO2年間排出量を合算する。

例：

年間灯油使用量（L/年）×2.49（kg-CO2/L）÷1000＝〇〇t-CO2/年（根拠資料要添付）

年間商用電力量（kWh/年）×0.579（kg-CO2/kWh）÷1000＝〇〇t-CO2/年（同上）

合計＝〇〇t-CO2/年・・・①（同上）

・関係資料：「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月版）」のハード対策事業計算ファイルより、設備導入後の新規システムに応じた計算ファイルを選択し、必要事項、データを記載した上、当該計算結果ファイルを関係資料として添付提出。

・根拠資料：①等に関する根拠資料を添付提出。

B 設備導入後（新規システム）のCO2年間排出量

・設備導入後（新規システム）におけるCO2排出量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する。

・新規システムによるエネルギー種別年間使用量×CO2排出係数＝CO2年間排出量を合算する。

例：

（年間商用電力量＝ P_y （kWh））×0.579（kg-CO2/kWh）÷1000＝〇〇t-CO2/年・・・②（根拠資料要添付）

・関係資料：「地球温暖化対策事業効果算定ガイドブック（平成29年2月版）」のハード対策事業計算ファイルより、設備導入後の新規システムに応じた計算ファイルを選択し、必要事項、データを記載した上、当該計算結果ファイルを関係資料として添付提出。

・根拠資料：②等に関する根拠資料を添付提出。

A-B 設備導入後のCO2年間排出削減量（届出値）

・従来システムと比較した場合のCO2年間排出削減量を記載する。

例：

設備導入後のCO2年間排出削減量＝①－②
＝〇〇t-CO2/年

注：但し、導入前のCO2排出量①については、設備導入後の実測値を従来システムの熱源使用量（例えば、灯油使用量、商用電力量等）に換算した値とすること。

2. CO₂削減効果の計測方法概要

- ・ CO₂削減効果の計測方法については 推計値でなく、実測値で行う必要がある。
- ・ ②に関するエネルギー種別年間使用量の（実測）計測方法の概要について以下に簡潔に記載する。

例：

$$\begin{aligned} \text{設備導入後のCO}_2\text{年間排出削減効果量算定式} &= \text{①} - \text{②} \\ &= (\text{①} - \text{Py} \times 0.579/1000) \text{ t-CO}_2/\text{年} \end{aligned}$$

- ・ 当該商用電力量について、専用の積算電力計で実測し年間商用電力量 **Py** (kWh/年) を求める。
- 本計測 **Py** 値を上記算定式に算入し CO₂年間排出削減効果量 (t-CO₂/年) を算定。
計測箇所をシステム図等に明示の上、当該資料を添付提出。

様式第1 別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要：

【再生可能エネルギー設備導入用（発電設備用）】

1. CO2削減効果の算定方法概要

A 設備導入前（従来システム）のCO2年間排出量

商用電力を使用

B 設備導入後（新規システム）のCO2削減量

1. 年間発電量の根拠を記載（下記は記入例）

根拠資料：〇〇発電シミュレーション

年間発電量(kWh) = 発電能力(kW) x 24h x 365 x 年間設備利用率

2. CO2削減量 = 年間発電量(kWh) x 0.579kgCO2/1000(tCO2/年)

例 年間発電量 = 100kW x 24h x 365 x 14% = 122640kWh

CO2削減量 = 122640kWh x 0.579kgCO2/1000(tCO2/年) = 71.01tCO2

2. CO2削減効果の計測方法概要

年間発電量を、発電機出力側（例：太陽光発電の場合、PCS出力側）で計測する。

様式第1 別紙7 CO2削減効果の算定方法及び計測方法概要

【蓄エネルギー設備等導入用】

3. CO2削減効果の算定方法概要

(a) 蓄エネルギー設備等の導入前（事業実施前）の再生可能エネルギーの自家消費量
（年間ベース）

- ・設備導入前（従来システム）における再エネの自家消費量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する（新規システムの比較対象となる従来システムについては仮想想定ベースでも可）。
- ・従来システムによる再エネ種別年間自家消費量(kWh 換算値/年)
- ・根拠資料：関連 根拠資料を添付提出のこと

(b) 蓄エネルギー設備等の導入後（事業実施後）の再生可能エネルギーの自家消費量
（年間ベース）】

- ・蓄エネルギー設備導入後（新規システム）における再エネの自家消費量算定根拠の概要を以下に定量的に簡潔に記載する。
- ・新規システムによるエネルギー種別年間自家消費量(kWh 換算値/年)
- ・根拠資料：関連 根拠資料を添付提出のこと

(c) 蓄エネルギー設備等の導入（事業実施）による再生可能エネルギーの自家消費量拡大効果
（年間ベース）】

- ・(c) = (b) - (a) を算定(kWh 換算値/年)
- ・蓄エネルギー設備等を導入したことにより、新たに自家消費できる再生可能エネルギー由来の電気・熱の拡大量(c) (kWh 換算値))を明示

CO2の削減効果算定

- ・(c) の拡大量だけ商用電力が削減したとして、CO2排出係数によりCO2削減効果量を算定
- ・(c) × 0.579(kg-CO2/kWh) ÷ 1000 = CO2年間排出削減量
=○○t-CO2/年

4. CO2削減効果の計測方法概要

- ・CO2削減効果の計測方法については 推計値でなく、実測値で行う必要がある。
- ・(b)に関するエネルギー種別年間自家消費量の（実測）計測方法の概要について以下に簡潔に記載する。
- ・自家消費量について、専用の積算電力計等で実測
- ・計測箇所をシステム図等に明示の上、当該資料を添付提出

【A:太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第1号事業用)】R2年度

※申請者は、すべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出すること。

(注)記載すべき欄:

任意入力欄:

0. 申請者

団体名:
 担当者名:

【申請者種別】

「都道府県、指定都市」、「指定都市以外の市町村、特別区」、
 「非営利法人等」を選択

下欄でプルダウンリストから選択

1. 太陽電池出力の算定

以下の点に留意して下表記載欄に記載し、導入する太陽電池出力を算定する。

【留意事項】

太陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大電力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の少数点以下を切り捨てた値とする。

(記載欄)

モジュール出力を入力		kW	①
パワーコン出力を入力		kW	②
太陽電池出力(①、②の小さい方。小数点以下切り捨て)		kW	③

2. システム価格算定、判定

下記算定表の各項目の a)、b) 欄について記載する。

記載項目のうち、「システム価格範囲内」の項目に記載した金額の合計額が表の下の④の欄に自動計算される。

「Cat-3」の分類に記載の金額は、システム価格の範囲外扱いとなる。

【システム価格の範囲内・範囲外算定表】

(注) 見積書(添付提出のこと)に基づき該当項目に記載、金額は消費税抜きベースで記載。

下表Index No.を使用し、見積書との整合を明示のこと(◎～④に関しては、Cat-1～3の分類ごとに記載のこと)。

【システム価格算定表】

分類	項目	a) メーカー名、仕様(型番等)	b) 金額(円) 消費税抜き	Cat-1 Cat-2 Cat-3			c) 補足説明	Index No.	
				対象	補助対象外	価格要件			
設備費	太陽電池モジュール			○				①-1	
	パワーコンディショナー			○				①-2	
	監視システム	監視用モニター、電力測定ユニット、データロガー等			○			①-3	
	モニターシステム(表示モニター)	見える化モニター、気象計等				○		①-4	
	架台			○				①-5	
	接続箱	直流側			○				①-6
		交流側				○			①-7
	受変電設備					○		①-8	
	運搬・調整・据付	Cat-1機器に関する分			○			①-9	
	運搬・調整・据付	Cat-2機器に関する分				○		①-10	
	運搬・調整・据付	Cat-3機器に関する分					○	①-11	
	その他						○	①-12	

費用区分	項目	b) 金額(円)			計	c) 補足説明	Index No.
		Cat-1	Cat-2	Cat-3			
		対象	補助対象外				
システム価格範囲							
設備費	(上表合計)						④
本工事費	直接工事費 (材料費、労務費、直接経費)						⑤
	間接工事費 (共通仮設費、現場管理費、一般管理費)						⑥
付帯工事費							⑦
機械器具費							⑧
測量・試験費(設計費含む)							⑨
業務費							⑩
事務費							⑪
土地造成費							⑫
接続費	遮断機、売電メータ、他						⑬
その他							⑭
合計							

3-2. 指定都市以外の市町村、特別区の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助経費×1/3の算定額	円
③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円

⑧消費税抜き

⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合: 定率補助扱い、⑧>⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦×1.1(小数点以下切り捨て)の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧×1.1(小数点以下切り捨て)の金額	円

⑦' 消費税含み

⑩消費税含み

⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-2)への計上額 ⑦×1.1(小数点以下切り捨て)の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨×1.1(小数点以下切り捨て)の金額	円

⑦' 消費税含み

⑩消費税含み

⑦'を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑩を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

3-3. 非営利法人等の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助経費×1/3の算定額	円
③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円

⑧消費税抜き

⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合: 定率補助扱い、⑧>⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(小数点以下切り捨て)の金額	円

⑦消費税抜き

⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-2)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨(小数点以下切り捨て)の金額	円

⑦消費税抜き

⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑩を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

【記事欄】

注: 個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

注: 完了実績報告時には、別紙4経費内訳書は別紙2経費所要額精算調書に、補助対象経費支出予定額は補助対象経費実支出額に読み替えて使用のこと

注：上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則（平成24年経済産業省令第46号）」の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構成に倣い記載されています。
 よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります（Cat-2の分類分）が、その点ご了解ください。

【システム価格範囲内合計額(税抜ベース): Cat-1とCat-2の合計】

 ④

【システム価格要件の判定】

申請者が
 * 「中小企業等以外の民間企業」の場合 ⇒ 上記③と④の数値から単位出力当たりのシステム価格⑤を算出し、システム価格判定。
 * 「中小企業等」の場合 ⇒ ④を算定後、以下の⑤のチェックをパスして、「3. 補助率、上限算定」へ移行。
 (※⑤および【判定】の欄は表示されません。)

【システム価格=④/③】

単位出力当たりのシステム価格(円/kW)

 ⑤

【システム価格判定】

申請者が「都道府県、指定都市」の場合、右記の要件を満たすかどうか判定

⑤の価格 ≤ 22万円の場合: 合格 「3. 補助率、上限算定」の記載に移行。
⑤の価格 > 22万円の場合: 不合格 (要件を満たさず補助対象外) ⇒この時点で算定チェック終了

【判定】

3. 補助率、上限算定

【補助対象経費の算定】

④システム価格範囲内合計額(税抜ベース)の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の費用については、本補助金事業における補助対象経費外であるため、当該金額については、以下のとおり④から除く。

⑥ システム価格範囲内合計額の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の合計金額	円
⑦補助対象経費: Cat-1合計金額	円

⑥ 補助対象外金額

⑦ 補助対象経費【消費税抜きベース】

【補助率、上限の算定】

以下の3-1、3-2の算定ケースの内、申請者の該当する欄に算定をおこなう。⇒

 に該当

3-1. 中小企業等以外の民間企業の場合(ただし、「2.」の要件の合格者に限る)

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助対象経費 × 1/3の算定額	円
③の太陽電池出力 × 6万円/kWの算定額	円

⑧ 消費税抜き

⑨ 消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧ ≤ ⑨の場合: 定率補助扱い、⑧ > ⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額	円

⑦ 消費税抜き

⑩ 消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-2)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨(少数点以下切り捨て)の金額	円

⑦ 消費税抜き

⑪ 消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

3-2. 中小企業等の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助対象経費×1/3の算定額	円
③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円

⑧消費税抜き

⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合：定率補助扱い、⑧>⑨の場合：定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額	円

⑦消費税抜き

⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額	円
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨(少数点以下切り捨て)の金額	円

⑦消費税抜き

⑪消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する

最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

【記事欄】

注：個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

注：完了実績報告時には、別紙4経費内訳書は別紙2経費所要額算調書に、補助対象経費支出予定額は補助対象経費実支出額に読み替えて使用のこと

【C:太陽光発電設備「システム価格」、「補助率、上限」算定チェックシート(第6号事業:リース有り用)】 R2年度

※申請者は、すべての黄色の枠内について記載を行った上、本算定チェックシートを他の書類と一緒に提出すること。

(注)入力必須欄:
任意入力欄:

0. 申請者

団体名:
担当者名:

【申請者種別】

- 代表事業者(設備所有者:リース会社)の種別
(1) (「中小企業等以外の民間企業(大企業)」)、「中小企業等」を選択) ⇒
- 共同事業者(リース利用者)の種別
(2) (「中小企業等以外の民間企業(大企業)」または「都道府県、指定都市」)、「中小企業等」または「指定都市以外の市町村、特別区」「非営利法人」を選択) ⇒

下欄でプルダウンリストから選択

下欄でプルダウンリストから選択

1. 太陽電池出力の算定

以下の点に留意して下表記載欄に記載し、導入する太陽電池出力を算定する。

【留意事項】

太陽電池出力は、電池モジュールのJIS等に基づく公称最大電力の合計値と、パワーコンディショナーの定格出力合計値の低い方で、kW単位の少数点以下を切捨てた値とする。

(記載欄)

モジュール出力を入力		kW	①
パワコン出力を入力		kW	②
太陽電池出力(①、②の小さい方。小数点以下切り捨て)		kW	③

2. システム価格算定、判定

下記算定表の各項目の a)、b) 欄について記載する。

記載項目のうち、「システム価格範囲内」の項目に記載した金額の合計額が表の下の④の欄に自動計算される。

「Cat-3」の分類に記載の金額は、システム価格の範囲外扱いとなる。

【システム価格の範囲内・範囲外算定表】

(注) 見積書(添付提出のこと)に基づき該当項目に記載、金額は消費税抜きベースで記載。

下表Index No.を使用し、見積書との整合を明示のこと(Ⓑ~Ⓚに関しては、Cat-1~3の分類ごとに記載のこと)。

分類	項目	a) メーカー名、仕様(型番等)	b) 金額(円) 消費税抜き	Cat-1 Cat-2 Cat-3			c) 補足説明	Index No.
				対象	補助対象外	価格要件		
設備費	太陽電池モジュール			○				Ⓐ-1
	パワーコンディショナー			○				Ⓐ-2
	監視システム	監視用モニター、電力測定ユニット、データロガー等		○				Ⓐ-3
	モニターシステム(表示モニター)	見える化モニター、気象計等			○			Ⓐ-4
	架台			○				Ⓐ-5
	接続箱	直流側		○				Ⓐ-6
		交流側			○			Ⓐ-7
	受変電設備				○			Ⓐ-8
	運搬・調整・据付	Cat-1に関する分		○				Ⓐ-9
	運搬・調整・据付	Cat-2に関する分			○			Ⓐ-10
	運搬・調整・据付	Cat-3に関する分				○		Ⓐ-11
その他					○		Ⓐ-12	

費用区分	項目	b) 金額(円)			計	c) 補足説明	Index No.
		Cat-1	Cat-2	Cat-3			
		対象	補助対象外	システム価格範囲			
設備費	(上表合計)						Ⓐ
本工事費	直接工事費(材料費、労務費、直接経費)						Ⓑ
	間接工事費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費)						Ⓒ
付帯工事費							Ⓓ
機械器具費							Ⓔ
測量・試験費(設計費含む)							Ⓕ
業務費							Ⓖ
事務費							Ⓕ
土地造成費							Ⓖ
接続費	遮断機、売電メータ、他						Ⓖ
その他							Ⓖ
合計							Ⓖ

注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構成に倣い記載されています。
よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります(Cat-2の分類)が、その点ご了解ください。

【システム価格範囲内合計額(税抜ベース): Cat-1とCat-2の合計】

注:上記算定表に記載の「システム価格の範囲」は、太陽光発電設備に係る設計費、設備費及び工事費であり、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則(平成24年経済産業省令第46号)」第12条の規定に基づく年報報告における設置費用報告の構成に倣い記載されています。
よって、後述の「3. 補助率、上限算定」欄のベースとなる本補助金事業における補助対象経費の範囲と若干異なる点があります(*の項目)が、その点ご了解ください。

【システム価格要件の判定】

代表申請者(リース会社)が

*「中小企業等以外の民間企業」の場合 ⇒上記③と④の数値から単位出力当たりのシステム価格⑤を算出し、システム価格判定。

*「中小企業等」の場合 ⇒④を算定後、以下の⑤のチェックをパスして「3. 補助率、上限算定」へ移行。

(※⑤および【判定】の欄は表示されません。)

【システム価格=④/③】

単位出力当たりのシステム価格(円/kW)

【システム価格判定】

申請者が「中小企業等以外の民間企業」または「都道府県、指定都市」の場合、右記の要件を満たすかどうか判定

⑤の価格 ≤ 22万円の場合:合格 「3. 補助率、上限算定」の記載に移行。
⑤の価格 > 22万円の場合:不合格 (要件を満たさず補助対象外) ⇒この時点で算定チェック終了

【判定】

3. 補助率、上限算定

【補助対象経費の算定】

④システム価格範囲内合計額(税抜ベース)の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の費用については、本補助金事業における補助対象経費外であるため、当該金額については、以下のとおり④から除く。

⑥ システム価格範囲内合計額の内、Cat-2(「見える化モニター関係」、「受変電設備」等)の合計金額	円
⑦ 補助対象経費: Cat-1合計金額	円

⑥ 補助対象外金額

⑦ 補助対象経費(消費税抜きベース)

【補助率、上限の算定】

以下の3-1、3-2の算定ケースの内、申請者の該当する欄に算定をおこなう。

⇒

 に該当

	共同事業者	中小企業等以外の民間企業(大企業)または都道府県、指定都市	中小企業等または指定都市以外の市町村、特別区、非営利法人
代表事業者			
中小企業等以外の民間企業(大企業)		3-1. (1)	3-1. (2)
中小企業等		3-2. (1)	3-2. (2)

3-1. 代表事業者が中小企業等以外の民間企業の場合(ただし、「2.」の要件の合格者に限る)

3-1. (1) 共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企業(大企業)」または「都道府県、指定都市」の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助対象経費 × 1/3の算定額	円	⑧ 消費税抜き
③の太陽電池出力 × 6万円/kWの算定額	円	⑨ 消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧ ≤ ⑨の場合: 定率補助扱い、⑧ > ⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-1)への計上額 ⑦(小数点以下切り捨て)の金額		⑦ 消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額	円	⑩ 消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額(4-2)への計上額 ⑦(小数点以下切り捨て)の金額		⑦ 消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額(8-2)への計上額 ⑨(少数点以下切り捨て)の金額	円	⑪ 消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する
最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

3-1. (2)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等」または「指定都市以外の市町村、特別区」の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助対象経費×1/3の算定額	円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円	⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合: 定率補助扱い、⑧>⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦(小数点以下切り捨て)の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(小数点以下切り捨て)の金額	円	⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦(小数点以下切り捨て)の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-2)への計上額 ⑨(小数点以下切り捨て)の金額	円	⑪消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する
最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

3-2. 代表事業者が中小企業等の場合

3-2. (1)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等以外の民間企業(大企業)」または「都道府県、指定都市」の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助経費×1/3の算定額	円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力×6万円/kWの算定額	円	⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合: 定率補助扱い、⑧>⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(小数点以下切り捨て)の金額	円	⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-2)への計上額 ⑨(小数点以下切り捨て)の金額	円	⑪消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する
最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

3-2. (2)共同事業者(リース利用者)が「中小企業等」または「指定都市以外の市町村、特別区」の場合

(1) 補助率、上限の算定

⑦の補助経費×1/3の算定額	円	⑧消費税抜き
③の太陽電池出力×7万円/kWの算定額	円	⑨消費税抜き

(2) 定額補助、定率補助扱いの判定 ⇒

⑧≤⑨の場合: 定率補助扱い、⑧>⑨の場合: 定額補助扱い、とする。

(3) 別紙4経費内訳書の転記

a) 定率補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-1)への計上額 ⑦の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-1)への計上額 ⑧(少数点以下切り捨て)の金額	円	⑩消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-1)へ、⑩を補助金所要額(8-1)へ転記する

b) 定額補助扱いの場合

別紙4経費内訳書の補助対象経費支出予定額 (4-2)への計上額 ⑦の金額		⑦消費税抜き
別紙4経費内訳書の補助金所要額 (8-2)への計上額 ⑨(少数点以下切り捨て)の金額	円	⑪消費税抜き

⑦を「別紙4経費内訳書」の補助対象経費支出予定額(4-2)へ、⑪を補助金所要額(8-2)へ転記する
最終的に(8)補助金所要額合計欄で千円未満切り捨てとする。

【記事欄】

注: 個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合があります。

注: 完了実績報告時には、別紙4経費内訳書は別紙2経費所要額精算調書に、補助対象経費支出予定額は補助対象経費実支出額に読み替えて使用のこと

e)蓄電システム費の価格要件(目標価格との比較)
 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、以下の条件を満たしているかを確認。
 要件:⑨aの蓄電システム費が、以下の表の機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格(⑨b)以下の蓄電システムであること。
 【⑤で家庭用と判別された場合】保証年数に該当するケースを選択(目標価格⑨bを確定)。
 【⑤で業務用産業用と判別された場合】下表の業務用産業用を選択(目標価格⑨bを確定)。
 注:目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。

区分	保証年数※	目標価格(蓄電システム費)	該当
家庭用	10年	蓄電容量1kWhあたり 9 万円	⑨b
	11年	蓄電容量1kWhあたり 9.9 万円	
	12年	蓄電容量1kWhあたり 10.8 万円	
	13年	蓄電容量1kWhあたり 11.7 万円	
	14年	蓄電容量1kWhあたり 12.6 万円	
	15年以上	蓄電容量1kWhあたり 13.5 万円	
業務用産業用	容量 3.0kWh未満、出力1MW未満	定格出力1kW あたり 22 万円	
	容量 3.0kWh未満、出力1MW以上	定格出力1kW あたり 19 万円	
	容量 3.0kWh以上、出力1MW未満	定格出力1kW あたり 22 万円	
	容量 3.0kWh以上、出力1MW以上	定格出力1kW あたり 22 万円	
蓄電システム費(⑨aまたは⑨a')と目標価格(⑨b)の比較判定	⑨aまたは⑨a'が⑨b以下の場合:要件を満たす→○ ⑨aまたは⑨a'が⑨bを越える場合:要件を満たさない→×		

f)登録要件(家庭用の場合のみ記入)
 (業務用産業用の場合は記入不要)
 以下の登録要件を満たすか。
 要件を満たす→○
 要件を満たさない→×

項目	登録要件詳細	プルダウンから選択
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。	
②ECHONET Lite	「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インタフェースとして搭載していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。 ※周波数調整型は不要	
③AIF認証	エコネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書による製品の使用適合性認証(以下、「AIF認証」という。)によるものであること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。 ※周波数調整型は不要	
④性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。	
⑤蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。	
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。	
⑧保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	

【蓄電システム要件の最終判定】(上記チェック項目でひとつでも「×」があれば、不合格(蓄電池は補助対象外)。

【判定】

すべての要件を満たす場合 :	合格。以下の「4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定」へ進む。
ひとつでも×がある場合 :	不合格(この時点で算定チェック終了)



4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定

冒頭に記載の対象事業、申請団体種別、家庭用/業務用産業用に応じて、以下のとおり、自動計算される。
 注：地方公共団体と地方公共団体以外では消費税の取扱いが異なる(地方公共団体以外の申請者については、消費税分は補助対象外)。

【消費税率の選択】

10%

※消費税が補助対象となる事業においては、想定される事業スケジュールを十分に勘案の上、その時期に見合った適切な消費税率を選択し、当該税額を算定の上、申請を行うこと。なお、申請された金額が当該事業の上限額となる。

4-1. 上記判定で「家庭用蓄電池」の場合

(1)蓄電システム費の補助率、上限、補助額の算定

⑦の蓄電システム費÷3

円 A(消費税抜きベース)

①の蓄電容量(kWh)×3万円

円 B(消費税抜きベース)

定額補助金・定率補助金額の算定

A>Bの場合：定額補助金扱いとみなす。

経費内訳の所要経費(4-2)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定額補助対象分)

⑪

経費内訳の所要経費(8-2)への計上額

補助金所要額
(定額補助対象分)

⑫

⑪、⑫を別紙4経費内訳に転記する。

A≤Bの場合：定率補助金とみなす。

経費内訳の所要経費(4-1)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定率補助対象分)

⑬

経費内訳の所要経費(8-1)への計上額

補助金所要額
(定率補助対象分)

⑭

⑬、⑭を別紙4経費内訳に転記する。

(2)工事費・据え付け費の補助率、上限、補助額の算定

⑧の(工事費+据付費)÷2

円 A(消費税抜きベース)

10万円

円 B(消費税抜きベース)

A>Bの場合：定額補助金扱いとみなす。

経費内訳の所要経費(4-2)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定額補助対象分)

⑮

経費内訳の所要経費(8-2)への計上額

補助金所要額
(定額補助対象分)

⑯

⑮、⑯を別紙4経費内訳に転記する。

A≤Bの場合：定率補助金とみなす。

経費内訳の所要経費(4-1)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定率補助対象分)

⑰

経費内訳の所要経費(8-1)への計上額

補助金所要額
(定率補助対象分)

⑱

⑰、⑱を別紙4経費内訳に転記する。

4-2. 上記判定で「業務用産業用蓄電池」の場合

(1)蓄電システム費の補助率、上限、補助額の算定

⑦の蓄電システム費÷3

円 A(消費税抜きベース)

②の定格出力(kW)×7万円

円 B(消費税抜きベース)

定額補助金・定率補助金額の算定

A>Bの場合：定額補助金扱いとみなす。

経費内訳の所要経費(4-2)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定額補助対象分)

⑲

経費内訳の所要経費(8-2)への計上額

補助金所要額
(定額補助対象分)

⑳

⑲、⑳を別紙4経費内訳に転記する。

A≤Bの場合：定率補助金とみなす。

経費内訳の所要経費(4-1)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定率補助対象分)

㉑

経費内訳の所要経費(8-1)への計上額

補助金所要額
(定率補助対象分)

㉒

㉑、㉒を別紙4経費内訳に転記する。

(2)工事費・据え付け費の補助率、上限、補助額の算定

⑧の(工事費+据付費)÷2

定率補助金扱いとする。

経費内訳の所要経費(4-1)への計上額

補助対象経費支出予定額
(定率補助対象分)

㉓

経費内訳の所要経費(8-1)への計上額

補助金所要額
(定率補助対象分)

㉔

㉓、㉔を別紙4経費内訳に転記する。

注：個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合がある。

d)蓄電システム費の価格要件(目標価格との比較)
 将来、自立的に普及する蓄電システム市場の成立を目的とし、市場の活性化と、量産体制整備後のさらなるコストダウンを加速させるため、以下の条件を満たしているかを確認。
 要件:⑨aの蓄電システム費が、以下の表の機器毎の保証年数に応じて設定した目標価格(⑨b)以下の蓄電システムであること。
 【⑤で家庭用と判別された場合】保証年数に該当するケースを選択(目標価格⑨bを確定)。
 【⑤で業務用産業用と判別された場合】下表の業務用産業用を選択(目標価格⑨bを確定)。
 注:目標価格を判定する保証年数は、原則メーカーの保証年数(無償保証に限る)とする。当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。

区分	保証年数※	目標価格(蓄電システム費)	該当
家庭用	10年	蓄電容量1kWhあたり 9 万円	
	11年	蓄電容量1kWhあたり 9.9 万円	
	12年	蓄電容量1kWhあたり 10.8 万円	
	13年	蓄電容量1kWhあたり 11.7 万円	
	14年	蓄電容量1kWhあたり 12.6 万円	
	15年以上	蓄電容量1kWhあたり 13.5 万円	
業務用産業用	容量 3.0kWh未満、出力1MW未満	定格出力1kW あたり 22 万円	
	容量 3.0kWh未満、出力1MW以上	定格出力1kW あたり 19 万円	
	容量 3.0kWh以上、出力1MW未満	定格出力1kW あたり 22 万円	
	容量 3.0kWh以上、出力1MW以上	定格出力1kW あたり 22 万円	
蓄電システム費(⑨aまたは⑨a')と目標価格(⑨b)の比較判定	⑨aまたは⑨a'が⑨b以下の場合:要件を満たす→○ ⑨aまたは⑨a'が⑨bを越える場合:要件を満たさない→×		

⑨b

e)登録要件(家庭用の場合のみ記入)
 (業務用産業用の場合は記入不要)
 以下の登録要件を満たすか。
 要件を満たす→○
 要件を満たさない→×

項目	登録要件詳細	フルダウンから選択
①蓄電池パッケージ	蓄電池部(初期実効容量1.0kWh以上)とパワーコンディショナ等の電力変換装置から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。 ※初期実効容量は、「JEM」規格で定義された容量を適用する。 ※システム全体を統合して管理するための番号(以下、「パッケージ型番」という。)が付与されていること。	
②ECHONET Lite	「ECHONET Lite Release H」以降の規格を標準インターフェースとして搭載していること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。 ※周波数調整型は不要	
③AIF認証	エコネットコンソーシアムが規定するアプリケーション通信インターフェイス仕様書による製品の使用適合性認証(以下、「AIF認証」という。)によるものであること。 ※ファームアップ対応する場合は対応時期を明示すること。 ※周波数調整型は不要	
④性能表示基準	定格出力、出力可能時間、保証期間、修理保証、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされている蓄電システムであること。	
⑤蓄電池部安全基準	○リチウムイオン蓄電池部の場合 蓄電池部が、「JIS C8715-2」に準拠したものであること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「SBA S1101:2011(一般社団法人電池工業会発行)とその解説書」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C8715-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。 ○リチウムイオン蓄電池部以外の場合 蓄電池部が、平成二十六年四月十四日消防庁告示第十号「蓄電池設備の基準第二の二」に記載の規格に準拠したものであること。	
⑥蓄電システム部安全基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電システム部が、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」に準拠したものであること。 ※「JIS C4412-2」における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈 別表第八」に準拠すること。 ※平成28年3月末までに、平成26年度(補正)定置用リチウムイオン蓄電池導入支援事業の指定認証機関から「蓄電システムの一般及び安全要求事項」に基づく検査基準による認証がなされている場合、「JIS C4412-1」または「JIS C4412-2」と同等の規格を満足した製品であるとみなす。	
⑦震災対策基準 ※リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ	蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。 ※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、且つ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関(NCB)であること。	
⑧保証期間	メーカー保証およびサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。 ※蓄電システムの製造を製造業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。 ※当該機器製造事業者外の保証(販売店保証等)は含めない。 ※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。	

【蓄電システム要件の最終判定】(上記チェック項目でひとつでも「×」があれば、不合格(蓄電池は補助対象外)。

【判定】

すべての要件を満たす場合 :	合格。以下の「4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定」へ進む。
ひとつでも×がある場合 :	不合格(この時点で算定チェック終了)



4. 蓄電システム費、工事費・据え付け費の補助率、上限算定

冒頭に記載の対象事業、申請団体種別、家庭用/業務用産業用に応じて、以下のとおり、自動計算される。

注：地方公共団体と地方公共団体以外では消費税の取扱いが異なる（地方公共団体以外の申請者については、消費税分は補助対象外）。

【消費税率の選択】

10%

※消費税が補助対象となる事業においては、想定される事業スケジュールを十分に勘案の上、その時期に見合った適切な消費税率を選択し、当該税額を算定の上、申請を行うこと。なお、申請された金額が当該事業の上限額となる。

(⑦蓄電システム費+⑧工事費・据付費)÷2

経費内訳の所要経費(4)への計上額

経費内訳の所要経費(8)への計上額

⑪、⑫を別紙4経費内訳に転記する。

補助対象経費支出予定額

補助金所要額

⑪

⑫

注：個々の工事費目によっては、補助対象外経費が含まれる場合がある。

別紙 10 「地域協議会等の概要」に係る確認様式

第1号事業又は第6号事業において、木質バイオマス発電設備及び木質バイオマス熱利用設備の導入事業に限り、「補助率優遇措置*」を希望する場合、以下の項目について概要を記載した上、申請書に添付し提出のこと。 *：補助率：2/3

対象地域について	対象地域の詳細	人 口	例：〇〇万人（〇〇市、平成〇年〇月〇日現在）	
		素材生産量	例：〇〇トン（種類： ）	
地域協議会について	構成員	行 政 :	例：〇〇市	〇〇課 〇〇課
		森 林 関 係 :	例：森林組合	〇〇森林組合
		地域産業 :	例：業者	〇〇（熱供給） 〇〇（チップ化） 〇〇（熱利用先）
		住 民 :	例：市民団体等	〇〇法人〇〇会
	協議会における 主な協議事項	協議会名：〇〇協議会（注）協議会に係る協定書を添付のこと（必須、案でも可）。 例：木質バイオマスの地域内賦存量、調達可能量、サプライチェーンの検討、供給体制構築等		
材の調達について	現状 目指す方向、 目的等	具体的に記載する。		
利益還元について	森林関係者への 利益還元	具体的に記載する。		
	地域住民への 利益還元	具体的に記載する。		
導入予定先及び 導入施設について	導入予定施設①	施設名、所在地、導入の蓋然性、導入時期等を具体的に記載する。		
	導入予定施設②	同上		

	導入予定施設③	同上
低コスト化に向けた取組		具体的に記載する。
PDCA サイクルによる検証の仕組み		以下のPDCAの内容について、推進母体を含め、具体的に記載する。 ①企画・立案： ②実施 ③点検・評価 ④見直し・反映アクション

1. 事業概要									
① 実施主体	〇〇市			② 実施場所	〇〇庁舎（〇〇県〇〇市）				
③ 事業名称	〇〇〇導入事業			④ 実施期間	平成〇年度～令和〇年度	⑤ CO ₂ 削減効果（見込）	t-CO ₂ /年		
⑥ 導入設備	1. 〇〇発電設備 〇kW 2. 〇〇発電設備 〇kW 3. 〇〇発電設備 〇kW		1. 〇〇発電設備 （導入後は、写真を添付）		2. 〇〇発電設備 （導入後は、写真を添付）		3. 〇〇発電設備 （導入後は、写真を添付）		
⑦ 総事業費	千円	⑧ 補助金所要額	平成〇年度 令和〇年度	千円 千円	⑨ 年間のランニングコスト（見込み）	人件費： 借地料：	千円、 千円	維持管理費	千円、 千円
⑩ 事業内容	1. 再エネ普及・拡大の妨げとなっている課題について 2. 課題への適切な対応の内容について				事業の内容を図(イメージ図)で表す。 なお、課題への対応等を盛り込むこと。				

注：本資料については、環境省において予算要求等に使用することがある。